

勝浦町 次世代育成支援後期行動計画



平成 22 年 3 月

勝 浦 町

目 次

序 論	1
第1章 計画の策定にあたって	3
1-1 計画の目的.....	3
1-2 計画の役割.....	3
1-3 計画の期間.....	3
第2章 計画の背景	4
2-1 児童や家庭をとりまく時代状況.....	4
1 少子化傾向の持続.....	4
2 女性の社会進出.....	5
3 地域社会の環境の変化.....	5
2-2 国の動向.....	6
第3章 町の概況	8
3-1 勝浦町の概要.....	8
1 町の概要.....	8
2 人口と世帯.....	9
3 年少人口の推移と推計.....	10
4 婚姻・出生.....	12
5 死亡数の推移.....	13
6 世帯.....	14
7 就業.....	15
3-2 子どもに関わる環境の概況.....	18
1 子どもに関わる施設の概観.....	18
2 保育・教育の現状.....	18
3 母子保健の現状.....	21
第4章 子どもや子育てをとりまく重点課題	26
4-1 少子化への対応.....	26
4-2 ニーズに応じた支援の展開.....	26
計 画	29
第5章 めざすべき目標	31
5-1 基本理念.....	31
5-2 3つの基本目標.....	32
1 総合的な子育て支援を充実します.....	32
2 地域全体で子どもの成長を支えます.....	32
3 子どもの視点、子どもの権利を最大限に尊重します.....	32
5-3 施策の体系.....	33

第6章 基本施策	34
6-1 総合的な子育て支援を充実します	34
1 保育サービス等の充実	34
2 子育て支援サービスの充実	36
3 情報提供・相談の充実と交流の促進	37
4 経済的支援	40
5 ひとり親家庭への支援の強化	43
6-2 地域全体で子どもの成長を支えます	45
1 地域ぐるみでの子育て	45
2 男女共同参画の促進	48
3 仕事と生活の調和の推進	50
6-3 子どもの視点、子どもの権利を最大限に尊重します	52
1 子どもの健康の確保	52
2 教育環境の充実	55
3 生活環境の整備	60
4 青少年の健全育成と権利・意見の尊重	62
第7章 数値目標の設定	65
7-1 保育サービスの数値目標	65
7-2 計画における重点目標	66
第8章 実現に向けて	66
8-1 計画の実現に向けた役割	66
1 家庭の役割	66
2 地域の役割	67
3 事業所の役割	67
4 行政等の役割	67
8-2 計画の推進体制	67
1 庁内推進体制の確立	67
2 住民参画の促進	67
資 料	69
1. アンケート調査について	71
1-1 目的	71
1-2 配布・回収の状況	71
1-3 分析上の留意点	71
2. アンケート調査結果の概要	72
2-1 総合的な子育てを充実します	72
(1) 平日の保育サービス	72
(2) 土曜日、日曜日・祝日の保育サービス	73
(3) 放課後児童クラブの利用	73
(4) 子育て支援サービスに関するニーズ	74

2-2	地域全体で子どもの成長を支えます.....	77
(1)	妊娠・出産・育児についての不安や悩み.....	77
(2)	仕事と生活の調和について.....	79
2-3	子どもの視点、子どもの権利を最大限に尊重します.....	81
(1)	子育てについて.....	81
(2)	生活習慣について.....	84
3.	勝浦町次世代育成支援行動計画策定委員会構成委員.....	86

序 論

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画の目的

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を、迅速かつ重点的に推進するために平成17年4月に施行された10年間の時限立法です。

勝浦町においても、この法律に基づく「次世代育成支援行動計画」（前期計画）を策定し、子育て支援センターをはじめ、子育てに対する支援の強化・拡充に努めてきました。

少子化が進む今日、町民が安心して子どもを産み育て、明日の勝浦町を創る子どもたちがすくすくと育つための「次世代育成支援」は、町政の最重要課題の1つです。

そのため、平成22～26年度の5年間における本町の「次世代育成支援」の基本的な考え方や、その考え方のもとで、町民や保育・教育従事者、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために、「勝浦町次世代育成支援後期行動計画」を策定します。

1-2 計画の役割

当計画は、保健・医療・福祉、教育、雇用、住環境など、各分野における町の総合的な次世代育成指針であり、行政だけでなく、家庭、保育施設、学校、地域、企業など、子どもを取りまくすべての町民が、それぞれの立場で取り組む指針となるものです。

- ① 町にとっては、総合的かつ計画的な次世代育成の指針となります。
- ② 町民・各種施設・企業にとっては、子育てに関わる町民活動や施設運営、企業活動などの指針となります。
- ③ 国・県に対しては、勝浦町の次世代育成の方向性を明示し、それに基づき国・県の各種施策の実現を促進していきます。

1-3 計画の期間

当計画の計画期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

第2章 計画の背景

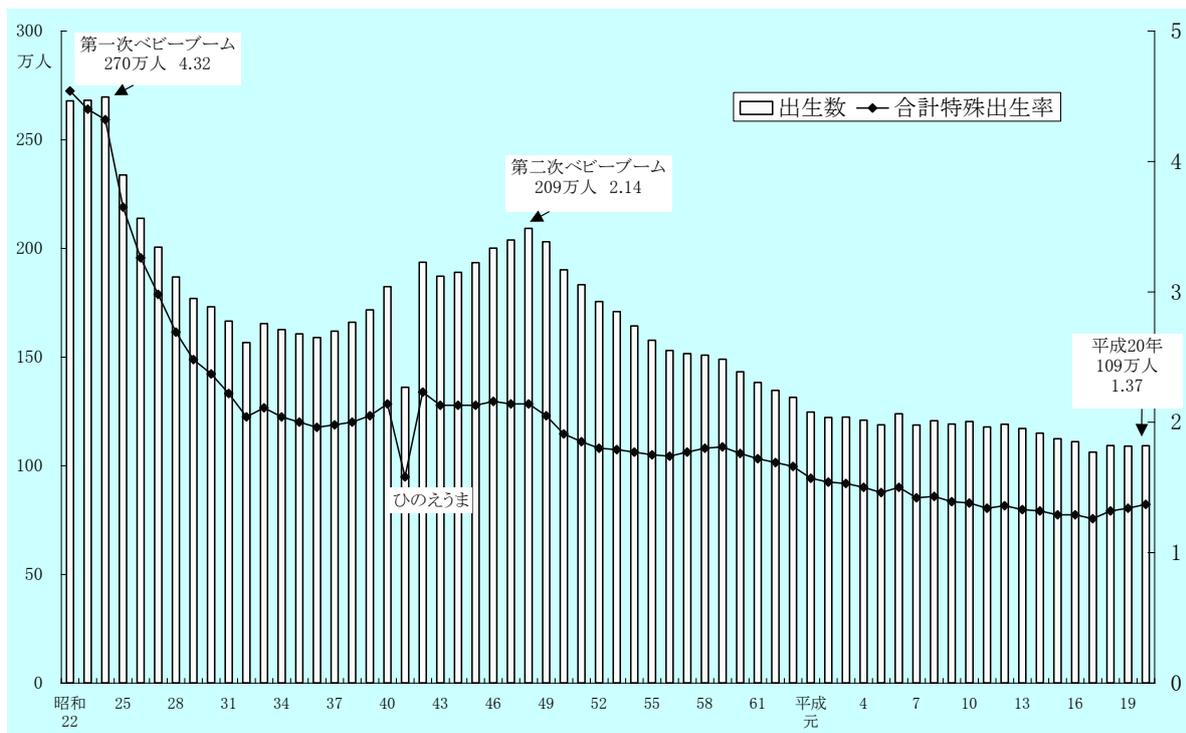
2-1 児童や家庭をとりまく時代状況

1 少子化傾向の持続

わが国の出生数は昭和48年の209万人以降、減少し、近年は110万人前後で推移しています。合計特殊出生率※は平成17年の1.26を底として、平成18年は1.32、平成19年は1.34、平成20年は1.37と、やや回復傾向にあるものの、将来にわたって人口を維持するために必要な2.08を大きく下回っています。

少子化により、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなる、社会の活力が低下するなどの影響が懸念されています。

わが国の出生数と合計特殊出生率の推移



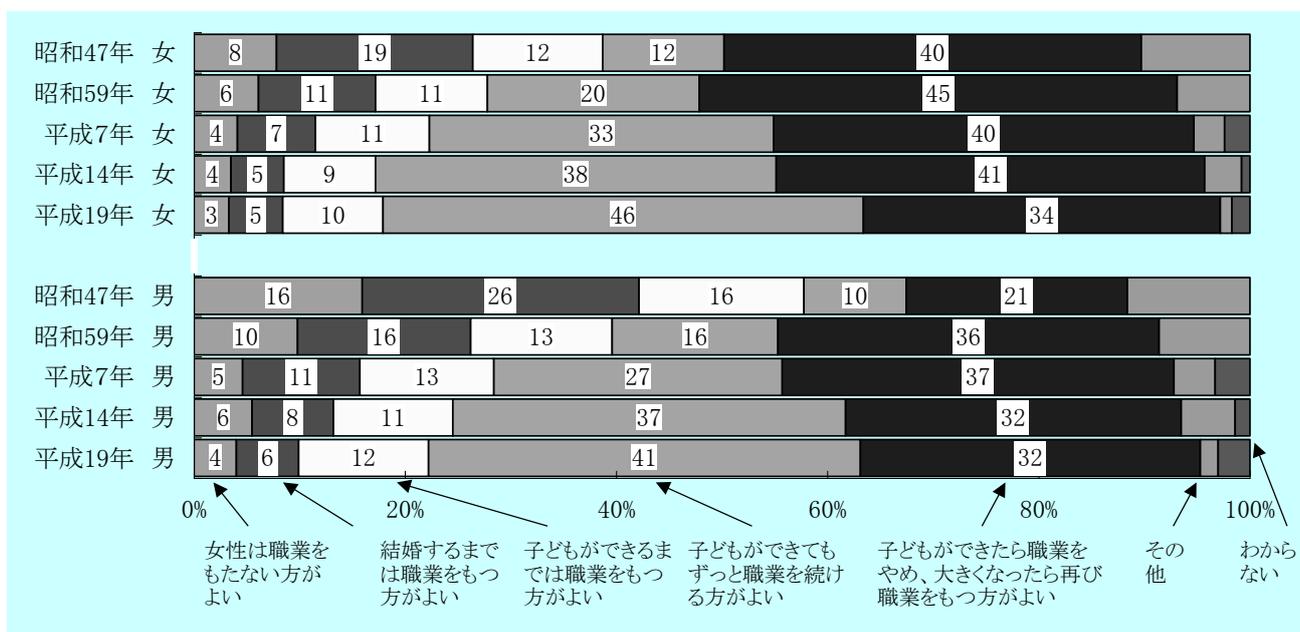
資料：厚生労働省「人口動態統計」

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の年間合計。

2 女性の社会進出

女性の自意識や自己実現意欲の高まり、雇用条件の整備などにより、女性の就業率が上昇するとともに、就業形態も多様化しています。また、就業面に限らず、様々な分野で女性の社会進出が進んでいます。女性の優れた能力の活用や、男女共同参画は、社会にとっても有益かつ当然のことです。しかし、一方で、就業と結婚・出産・育児の二者択一を迫られる場面も多く、晩婚化や少子化の大きな要因になっており、出産後の職場復帰や再就職、子育てと仕事の両立に関する条件整備や、男性を含む働き方の見直しなどが課題となっています。

女性が職業をもつことに対する意識の変化



注：昭和47年は18歳以上、昭和59、平成7、14、19年は20歳以上の者を対象として調査している。
 資料：総理府広報室『婦人に関する意識調査』（昭和47年10月）、『婦人に関する世論調査』（昭和59年5月）、『男女共同参画社会に関する世論調査』（平成7年7月）（平成14年7月）（平成19年8月）による。

3 地域社会の環境の変化

急速な少子化や女性の社会進出に加え、核家族化や都市化などにより、子どもをとりまく環境は大きく変化しました。身近で安全な遊び場や集団的な遊びの機会の減少、地域の教育機能の低下などがみられるとともに、慣れない育児や子どもの進学への不安、経済的負担の増大など、安心して子どもを産み育てることが厳しい状況となっています。

また、非正規雇用の増加、ひきこもり問題など、若者が経済的・精神的に自立できない状況も顕在化し、結婚や子どもを持つことに対する意識の多様化につながっています。

こうした環境の多様な変化に対応し、地域全体、社会全体で次世代を育む仕組みづくりが求められています。

2-2 国の動向

わが国では、平成2年の「1.57ショック」を契機に、子どもの数の減少が社会問題として認識され、以降、「仕事と子育ての両立」を施策の根幹とした「エンゼルプラン」・「新エンゼルプラン」の策定、少子化社会対策基本法の制定、「政府・地方公共団体・企業等の一体的推進」を図る次世代育成支援対策推進法の制定、「子ども・子育て応援プラン」の策定などが進められてきました。

近年は、「働き方の見直し」など雇用政策面の重視や、少子化対策は未来への投資と考え、必要な制度を拡充していく方向が示されています。

国の政策動向

	国の政策動向	摘要
平成2年	(1.57ショック)	少子化問題が注目される。
平成6年	エンゼルプラン(7～16年度)	初めての国定計画。これを機に、市町村で保育・子育て支援サービスの拡充が進む。市町村エンゼルプランの策定を促進。
	緊急保育対策等5か年事業(7～11年度)	保育サービスに数値目標を設定。5年間で延長保育実施箇所数3倍、地域子育て支援センター設置数8倍などの成果。
平成7年	育児休業給付の開始	労働者が育児休業を取得しやすく、その後の円滑な職場復帰を援助・促進することにより、育児をする労働者の職業生活の円滑な継続を目的に創設。
平成9年	母子保健事務の移譲	母子保健事務が都道府県から市町村へ移譲。市町村は母子保健計画(平成9～13年度)を策定。
平成10年	保育園入所方法の見直し	措置制度から契約制度へ。
平成11年	少子化対策推進基本方針	「少子化対策推進関係閣僚会議」が「利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備」など6項目を決定。
	新エンゼルプラン(12～16年度)	「少子化対策推進基本方針」の重点施策の具体的実施計画。保育だけでなく、相談、教育など計20項目の数値目標を設定。一時保育実施箇所数8倍、ファミリーサポートセンター設置数5倍などの成果。
平成12年	健やか親子21(平成13～22年度)	局長委嘱による「健やか親子21検討会」の報告書。市町村計画の策定を促す。「子育てに自信が持てない母親の割合の減少」など60項目強の数値目標。計画期間の26年度までの延長が決定。
平成13年	待機児童ゼロ作戦(14～16年度)	保育園受入児童数を平成14～16年度の3年間で15万人増が目標。15万人増は達成。待機児童数は16年度から減少に転じた。
平成14年	少子化対策プラスワン	総理指示を受けた厚生労働省の「提案」。「男性を含めた働き方の見直し」など労働部門を重視。
平成15年	次世代育成支援に関する当面の取組方針	「少子化対策推進関係閣僚会議」が「少子化対策推進基本方針」の「もう一段の対策」として閣議決定。女性8割、男性1割の育児休業取得率など労働部門にのみ数値目標を設定。
	少子化対策基本法	少子化対策の理念を法定。内閣府への少子化社会対策会議の設置や、地方公共団体の少子化対策の策定・実施責務、事業主の雇用環境整備の努力責務も規定。

	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援に関する10年間の時限立法。市町村や従業員300人以上の事業主に行動計画策定を義務化。
平成16年	少子化社会対策大綱	少子化社会対策基本法に基づき閣議決定。4分野の重点課題に向けた28の行動を掲げる。
平成17年	子ども・子育て応援プラン(17~21年度)	少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画。「全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる」など「めざす姿」を描き、「中学校区に1か所以上の子育て拠点施設」などそれに対応した数値目標を掲げる。
平成18年	「新しい少子化対策について」	少子化社会対策会議決定。これに基づき、19年度から、①3歳未満児の児童手当引き上げ、②こんにちは赤ちゃん事業の実施、③育児休業給付率の引き上げ、④放課後子ども教室、放課後児童クラブの予算拡充(放課後子どもプラン)、⑤事業所内託児施設設置への税制優遇措置などを実施。
平成19年	認定こども園制度の開始	認定こども園は、①幼稚園と同様の4時間程度の教育、②保育に欠ける子に対する8時間程度の長時間保育、③通園児に限定しない地域子育て支援事業の3項目が要件。平成21年4月現在で全国358カ所。
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	少子化社会対策会議決定。就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するために、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」(「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み)を「車の両輪」として取り組む。
	仕事と生活の調和憲章・行動指針	ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定。「10年間で週労働時間60時間以上の雇用者を半減」など14項目の数値目標を設定。
平成20年	新待機児童ゼロ作戦	「仕事と生活の調和行動指針」の数値目標のうち、10年後に①3歳未満児への保育サービスの提供割合を38%に(現行20%)、②小学1年~3年生の放課後児童クラブの提供割合を60%に(現行19%)という2つの目標をめざし施策展開。
	5つの安心プラン	社会保障の機能強化のための緊急対策。閣議決定。5つの柱のうち1つを次世代育成支援とし、家庭的保育(保育ママ)の制度化のための児童福祉法等改正など、緊急対策を盛り込む。
	社会保障国民会議最終報告	社会保障国民会議は、閣議決定により開催された有識者会議。少子化対策は未来への投資とし、国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的追加コストは1.5~2.4兆円と推計。
	持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」	社会保障国民会議最終報告をふまえ閣議決定。子育て支援の給付・サービスの強化を明記。用途を明確にして消費税増税で賄う。
平成21年	社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告	「保育の必要性を市町村が認定し、保育が必要と判断された利用者と保育園が公的保育契約を締結する『新たな保育の仕組み』」を提案。
	子ども・子育て応援プランの後継計画(22~26年度)	現行計画(子ども・子育て応援プラン(17~21年度))を評価・検証し、後期計画として見直す。

第3章 町の概況

3-1 勝浦町の概要

1 町の概要

本町は、徳島県の南東部、東経 134 度 31 分、北緯 33 度 56 分に位置し、四方を山に囲まれた盆地帯の中央を勝浦川が貫流し、東西に細長い帯地帯で総面積 69.80 km²の農山村です。

地形は、四国山脈の東端に近い山峡が大部分を占め、中央部に山峡を縫って勝浦川が東西に流れ、山紫水明、肥沃な農耕適地としての勝浦盆地を形成しています。山地は総面積の 67%で、畑地のほとんどは山腹の傾斜地です。勝浦川の兩岸山地には多くの谷川があり、豪雨時には、この流域に災害が発生しやすい地形となっています。

産業は、温州みかん、とりわけ貯蔵みかんの産地で知られた町ですが、近年は複合経営の推進によりハウスみかん等の施設栽培や野菜、畜産、花、しいたけなどの多様な品目が成長しています。

また、近年は日本に春を告げるイベントにまで発展した「ビッグひな祭り」の開催や、旧坂本小学校校舎を改築した農業体験宿泊施設「ふれあいの里さかもと」を整備するなど、交流を軸としたまちづくりを展開し、「農業と福祉と交流のまち」づくりを目指しています。

位置図

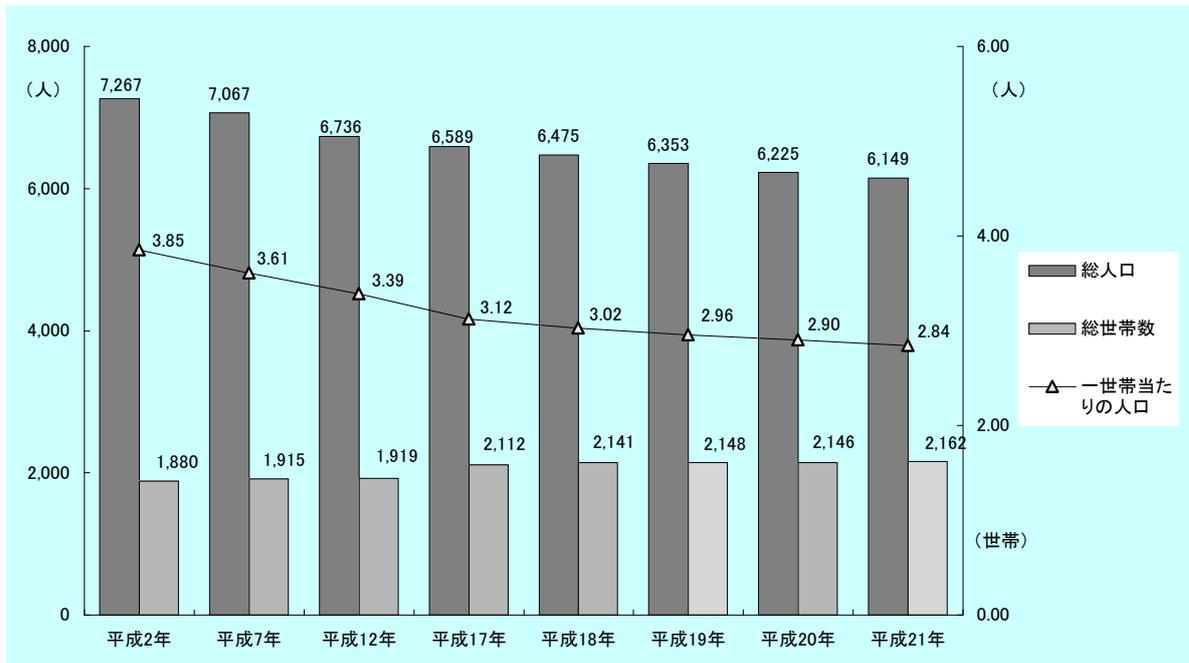


2 人口と世帯

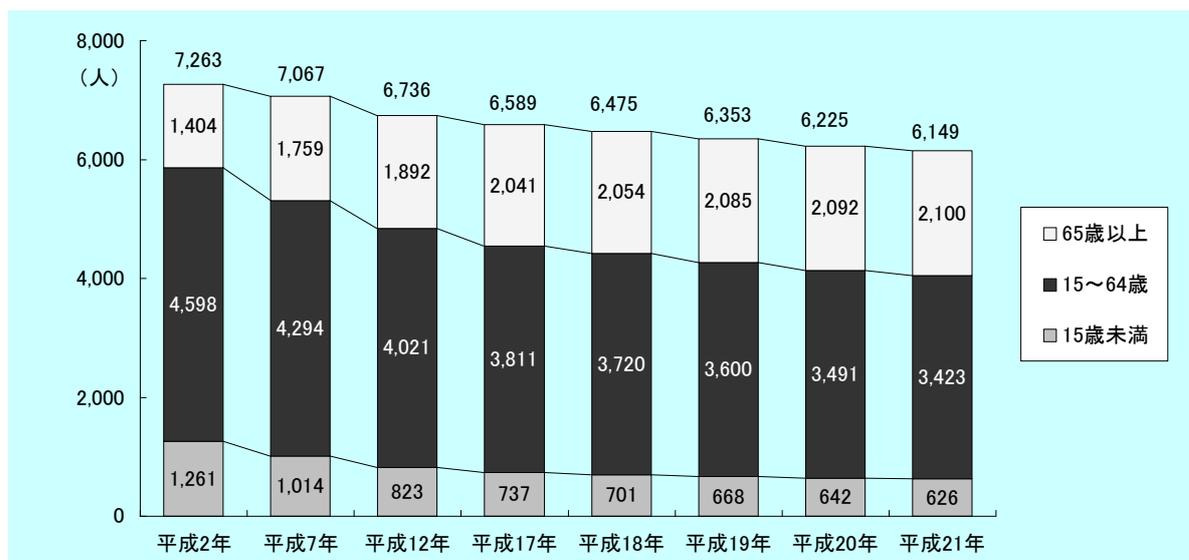
本町の人口は、平成21年4月1日現在、6,149人となっており、平成2年以降減少傾向にあります。世帯は、平成21年4月1日現在、2,162世帯で、一世帯当たりの人口は2.84人となっています。平成2年以降、世帯数は増加していますが、一世帯当たりの人口は減少しており、世帯の少人数化が進んでいます。

年齢3区分別人口では、平成2年以降、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口減少に対し、65歳以上の高齢者人口の増加が続いています。

総人口と総世帯数の推移



3区分人口構成の推移



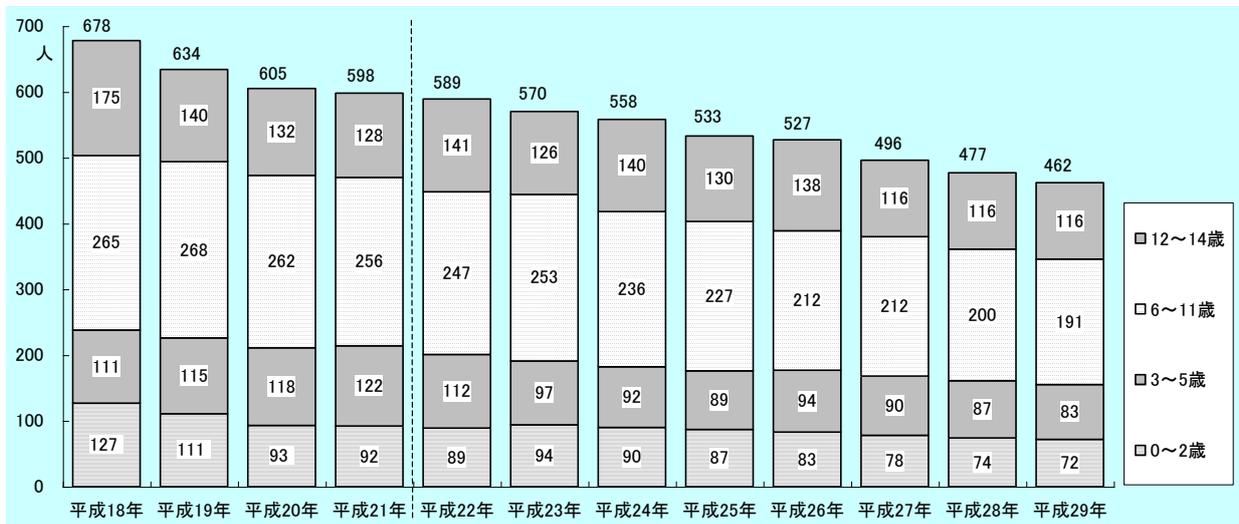
資料：平成2年～平成12年は国勢調査（10月1日）、平成17年～平成21年は住民基本台帳（4月1日）による。

3 年少人口の推移と推計

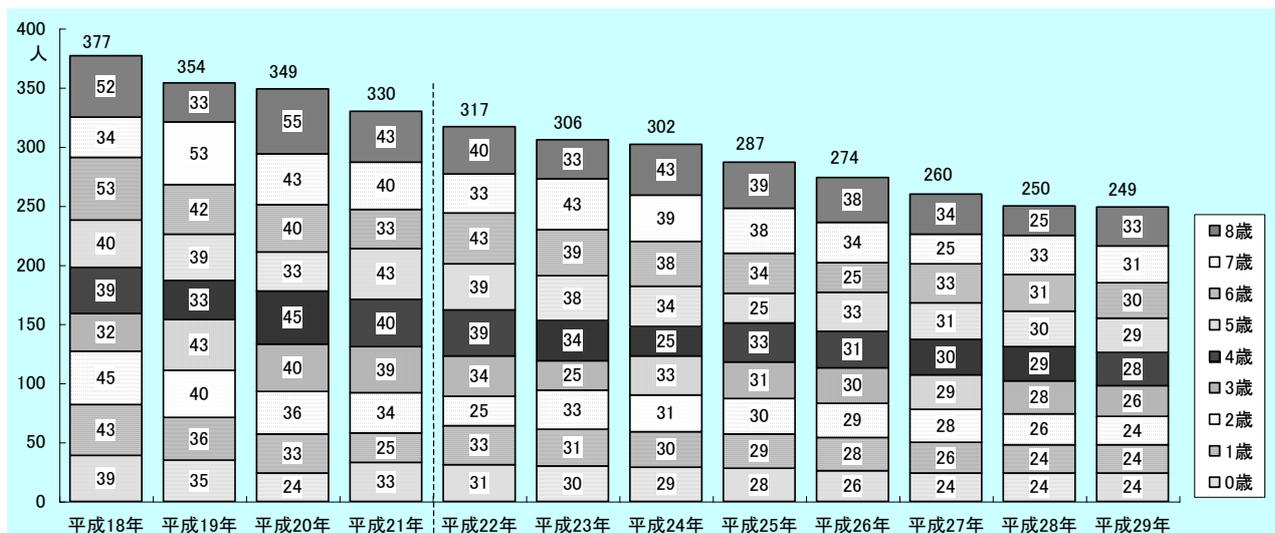
平成 21 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳によると、勝浦町の年少人口（0～14 歳）は 598 人で、平成 26 年には 527 人に、平成 29 年には 462 人になるものと推計されます。また、平成 21 年の 20～30 代女性の人口は 561 人、男性は 591 人で、平成 26 年には女性が 453 人、男性が 523 人になるものと推計されます。

これらは、人口動態の最新の傾向が今後も継続すると仮定して推計したのですが、推計上は、子どもや若者世代の著しい減少と推計されており、まちの活性化のためにも、若者定住策を強力に推し進めていくことが求められます。

年少人口の推移と推計（各層）



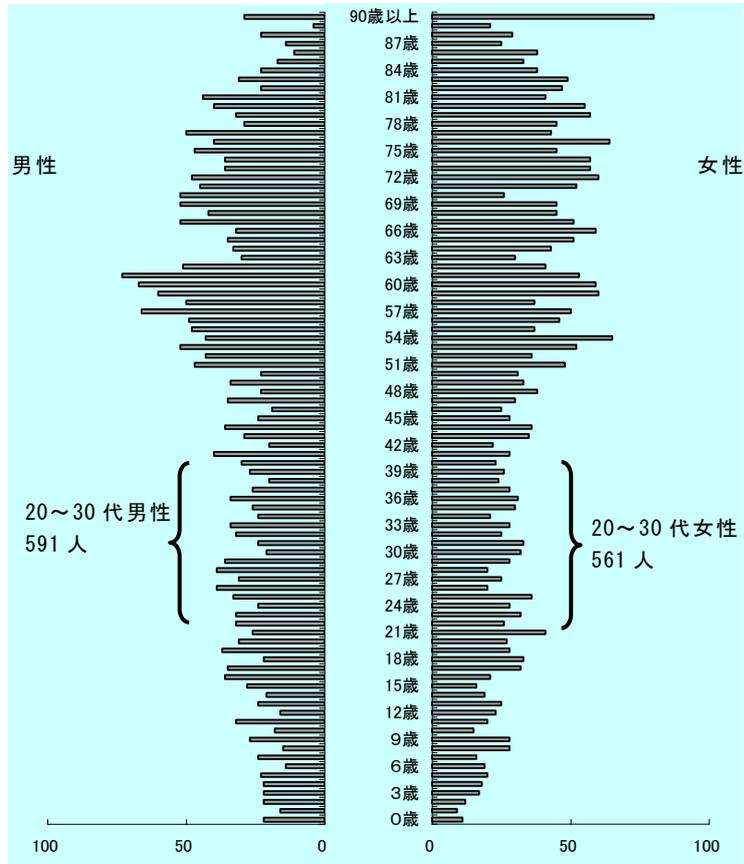
年少人口の推移と推計（各歳）



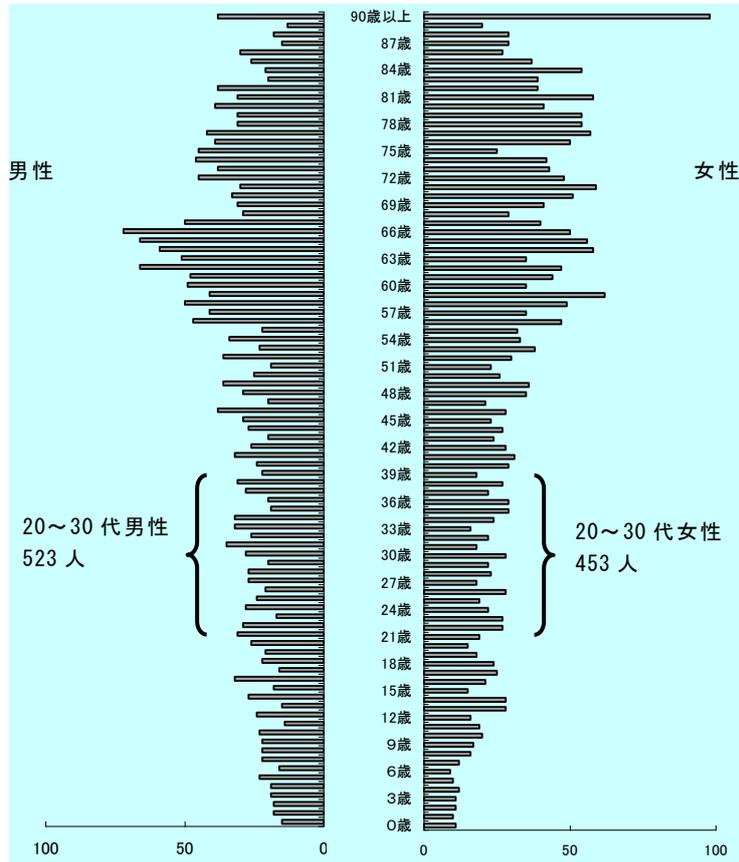
注：年少人口の推計は平成 17 年～21 年の住民基本台帳を用いた「コーホート変化率法」により行いました。コーホートとは、同年に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動静から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

参考：平成 21 年と平成 26 年の人口ピラミッド

[平成 21 年実績]



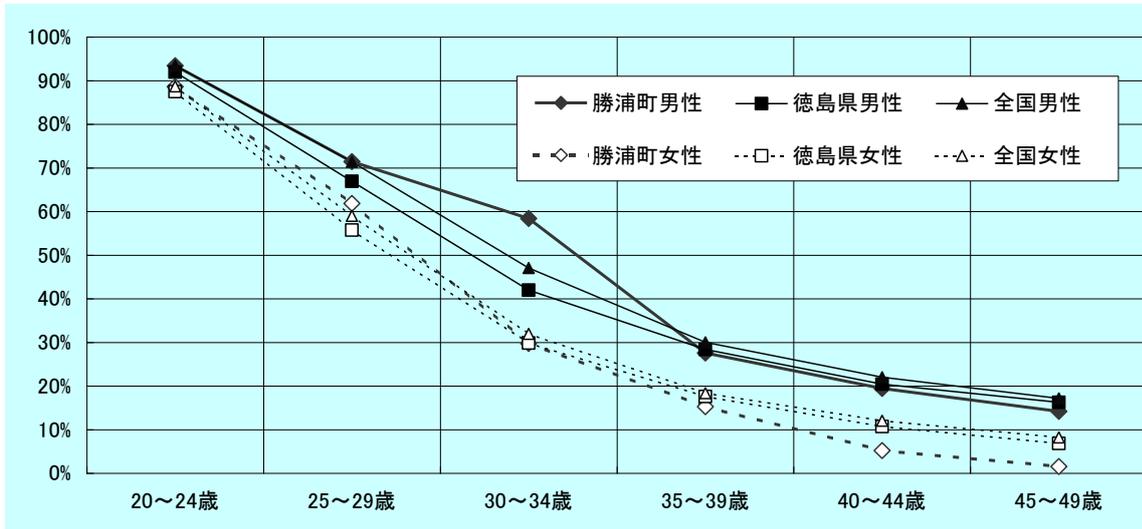
[平成 26 年推計]



4 婚姻・出生

平成 17 年国勢調査で年齢別・男女別の未婚率をみると、20 代では男女とも県平均や全国平均より高く、30 代後半以降は県平均や全国平均より低くなっています。しかし、30 代後半でも男性の 3 割弱、女性の 2 割弱が未婚者となっており、晩婚化は本町にとっても課題と言えます。

年齢別・男女別の未婚率（平成 17 年）

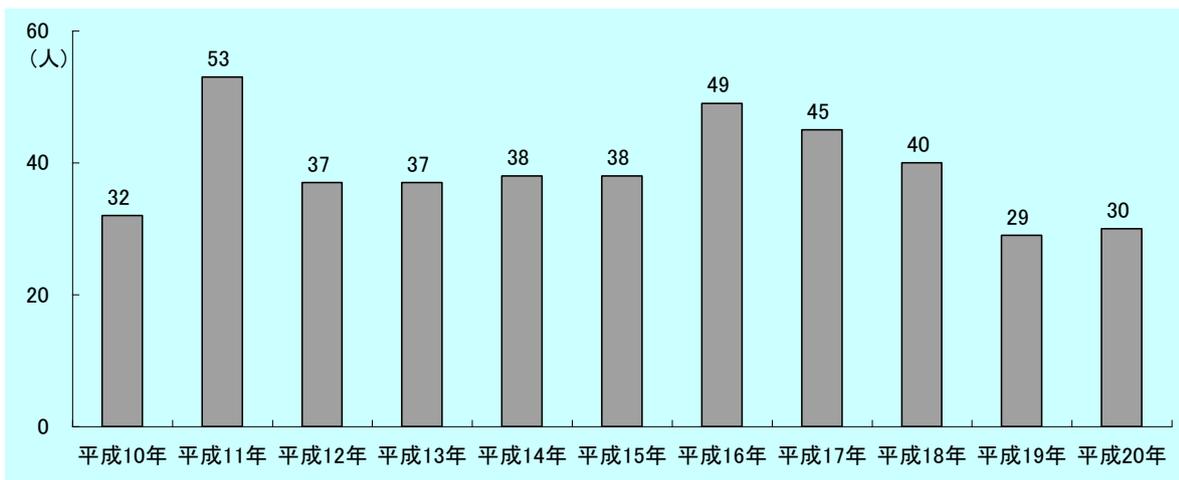


注：晩婚化の現状を把握するためのデータであるため、死別・離別者は除いている。

資料：国勢調査

こうした晩婚化の影響や、若者人口そのものの減少がある中、勝浦町の出生数は平成 10 年以降増減を繰り返し、平成 16 年以降は減少が続いています。

出生数の推移



資料：人口動態統計（各年 1 月～12 月）

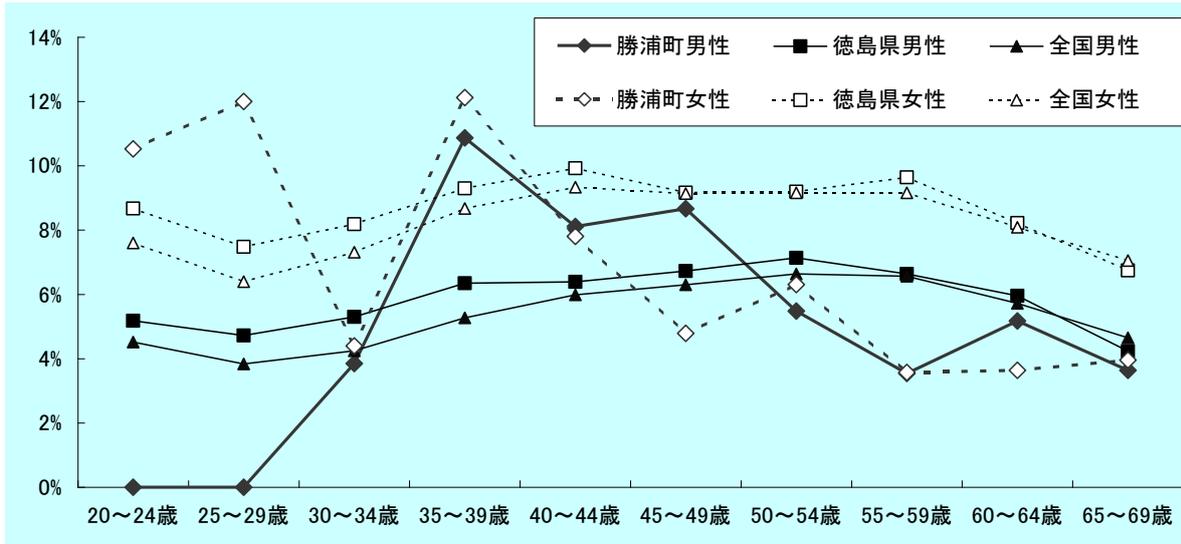
合計特殊出生率は、近年は国、県の平均同様減少しており、昭和 58～62 年の 2.01 からの推移でみると、全国や県の平均より減少率が高くなっています。

合計特殊出生率の推移

区分	昭和 58 年～ 昭和 62 年	昭和 63 年～ 平成 4 年	平成 5 年～ 平成 9 年	平成 10 年～ 平成 14 年	平成 15 年～ 平成 19 年
全国	1.73	1.53	1.44	1.36	1.31
徳島県	1.78	1.62	1.50	1.43	1.33
勝浦町	2.01	1.81	1.51	1.45	1.37

資料：人口動態統計ベース推定値（各年 1 月～12 月）

年齢別・男女別の離別者の割合（平成 17 年）



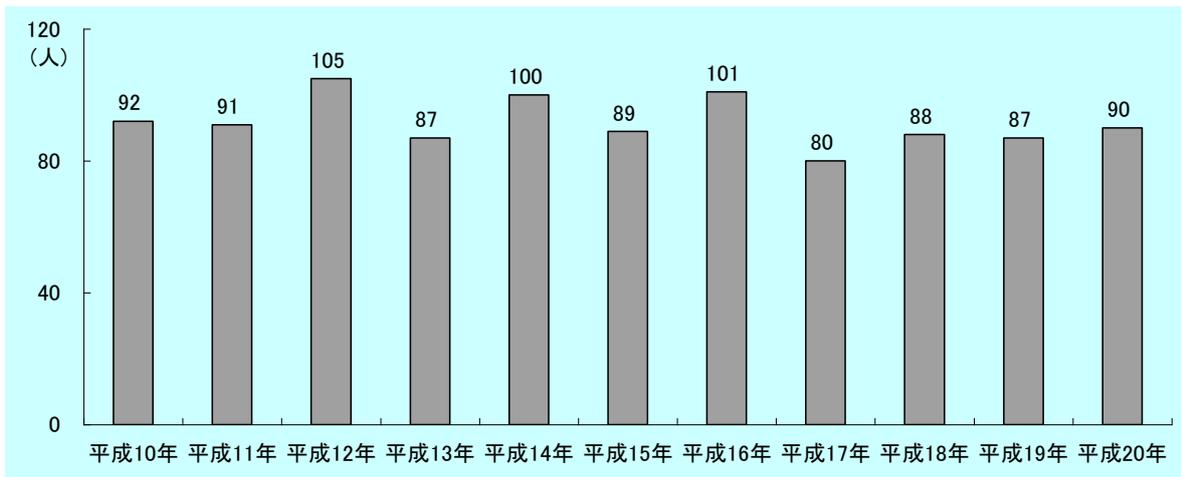
注：離別者÷（有配偶者＋離別者）を年齢別・男女別にみたもの。死別者は除いている。

資料：国勢調査

5 死亡数の推移

平成 10 年以降、本町の死亡数は 80～100 人前後で推移しています。

死亡数の推移



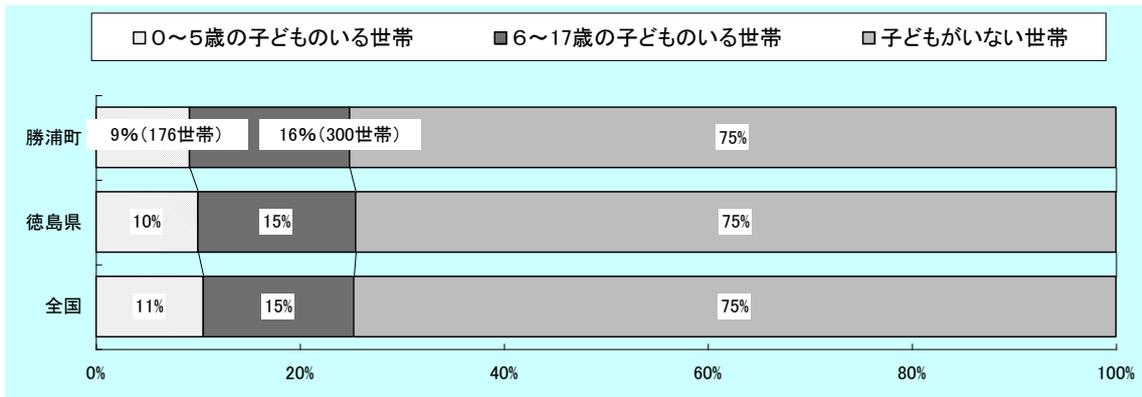
資料：人口動態統計（各年 1 月～12 月）

6 世帯

平成 17 年国勢調査によると、勝浦町の一般世帯数総数は 1,914 世帯で、そのうち「0～5 歳の子どもがいる世帯」は 9%（176 世帯）、「6～17 歳の子どもがいる世帯」は 16%（300 世帯）で、子どもがいる世帯の割合は県平均、全国平均より低くなっています。

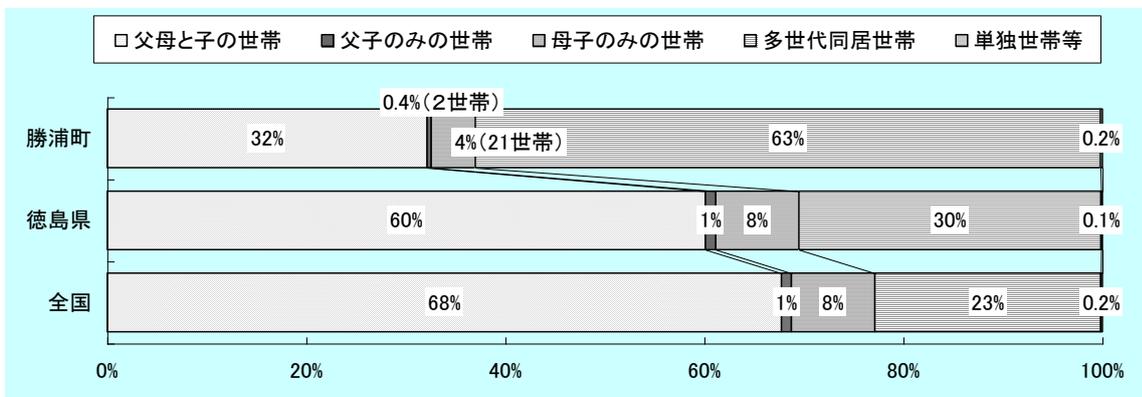
子どもがいる世帯のうち、核家族世帯の割合は 3 割強で、県平均や全国平均より低く、母子家庭の割合も県平均や全国平均より低くなっています。

子どもがいる世帯の割合（平成 17 年）



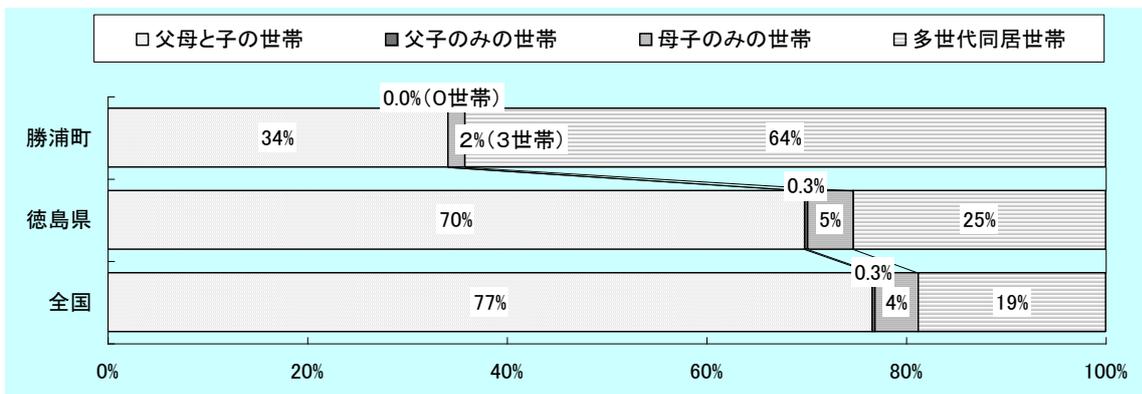
資料：国勢調査

18歳未満の子どもがいる世帯の家族型（平成 17 年）



資料：国勢調査

0～5歳の子どもがいる世帯の家族型（平成 17 年）



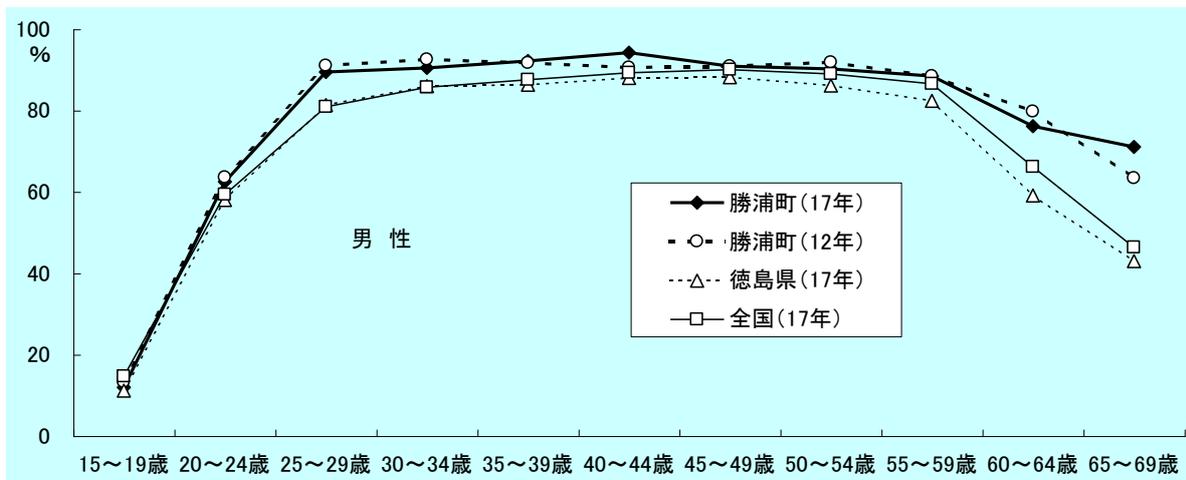
資料：国勢調査

7 就業

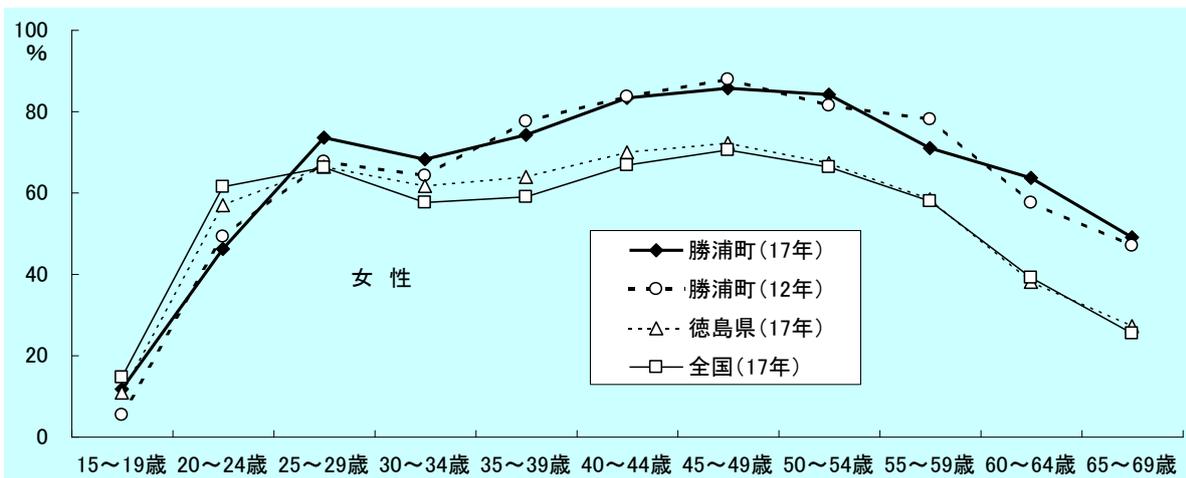
勝浦町の年齢別就業率は、男女とも、ほとんどの年齢層で徳島県、全国平均より高く、特に女性では20代半ば以降50代まで、7～9割の町民が就業しています。

一般に、女性の年齢別就業率は、出産・育児期に下がり再び上昇するM字曲線を描くと言われていますが、平成12年及び17年の勝浦町では、M字の谷が目立たなくなっています。これは、就業と子育ての両立を支える制度の普及など、プラス面の理由によるばかりではなく、女性の晩婚化などマイナス面の影響による部分も大きいと考えられます。

年齢別就業率（平成17年）



資料：国勢調査



資料：国勢調査

平成 17 年の勝浦町の産業中分類別就業者数は、男女とも「農業」が 2～3 割と多く、次いで男性は「建設業」「製造業」「卸売・小売業」、女性は「医療、福祉」「卸売・小売業」となっています。

産業中分類別就業者数と構成比（平成 17 年）

		男性				女性			
		就業者数	構成比			就業者数	構成比		
			勝浦町	徳島県	全 国		勝浦町	徳島県	全 国
全産業		1,829	100%	100%	100%	1,533	100%	100%	100%
第 1 次産業	農業	444	24%	8%	4%	476	31%	9%	5%
	林業	7	0%	0%	0%	0	0%	0%	0%
	漁業	3	0%	1%	0%	1	0%	0%	0%
	鉱業	19	1%	0%	0%	2	0%	0%	0%
	合計	473	26%	10%	5%	479	31%	10%	5%
第 2 次産業	建設業	333	18%	15%	13%	59	4%	3%	3%
	製造業	265	14%	18%	20%	107	7%	12%	14%
	合計	598	33%	33%	33%	166	11%	15%	17%
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	7	0%	1%	1%	1	0%	0%	0%
	情報通信業	10	1%	1%	3%	3	0%	1%	2%
	運輸業	79	4%	6%	7%	14	1%	1%	2%
	卸売・小売業	251	14%	15%	15%	253	17%	20%	22%
	金融・保険業	15	1%	2%	2%	25	2%	3%	3%
	不動産業	3	0%	1%	1%	3	0%	1%	1%
	飲食店、宿泊業	27	1%	3%	4%	48	3%	6%	7%
	医療、福祉	50	3%	5%	3%	307	20%	20%	16%
	教育、学習支援業	43	2%	4%	3%	58	4%	7%	6%
	複合サービス事業	42	2%	2%	1%	38	2%	1%	1%
	その他のサービス業	159	9%	11%	14%	104	7%	11%	15%
	公務	65	4%	5%	4%	30	2%	2%	2%
	分類不能の産業	7	0%	2%	2%	4	0%	2%	2%
合計	758	41%	57%	62%	888	58%	75%	79%	

資料：国勢調査

「週 60 時間以上就業者数」は、男性が 209 人、女性が 88 人で、それぞれ全就業者の 11%と 6%を占めます。国は「仕事と生活の行動指針」の中で、10 年間で「週 60 時間以上就業者数」を半減する目標を設定しています。

産業中分類別では、男性の「卸売・小売業」（「漁業」は就業者数 1 名のため除く）において、「週 60 時間以上就業者の割合」が 2 割を超えており、特にこうした業界を中心に、「可能な範囲での働き方の見直し」を啓発していくことが求められます。

週 60 時間以上就業者数と、その全就業者に対する割合（平成 17 年）

		男性				女性			
		60 時 間以上 就業者	60 時間以上就業者 の割合			60 時 間以上 就業者	60 時間以上就業者 の割合		
			勝浦町	勝浦町	徳島県		全 国	勝浦町	勝浦町
全産業		209	11%	13%	16%	88	6%	5%	5%
第 1 次産業	農業	42	9%	12%	14%	29	6%	9%	9%
	林業	0	0%	2%	4%	0	0%	1%	2%
	漁業	1	33%	15%	19%	1	0%	8%	10%
	鉱業	1	5%	4%	8%	0	0%	-	2%
	合計	44	9%	12%	14%	30	6%	9%	9%
第 2 次産業	建設業	17	5%	8%	14%	0	0%	2%	3%
	製造業	34	13%	9%	12%	3	3%	2%	3%
	合計	51	9%	8%	13%	3	2%	2%	3%
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0%	4%	5%	0	0%	1%	2%
	情報通信業	0	0%	11%	16%	0	0%	6%	6%
	運輸業	15	19%	23%	24%	3	21%	4%	4%
	卸売・小売業	57	23%	22%	22%	26	10%	7%	5%
	金融・保険業	0	0%	10%	18%	1	4%	3%	3%
	不動産業	0	0%	11%	14%	0	0%	3%	4%
	飲食店、宿泊業	4	15%	31%	30%	4	8%	11%	9%
	医療、福祉	4	8%	10%	12%	12	4%	2%	3%
	教育、学習支援業	4	9%	11%	14%	1	2%	3%	5%
	複合サービス事業	5	12%	6%	8%	1	3%	2%	2%
	その他のサービス業	21	13%	12%	15%	7	7%	6%	5%
	公務	3	5%	9%	10%	0	0%	2%	3%
	分類不能の産業	1	14%	8%	10%	0	0%	4%	3%
	合計	114	15%	15%	18%	55	6%	5%	5%

資料：国勢調査

3-2 子どもに関わる環境の概況

1 子どもに関わる施設の概観

勝浦町の保育・教育に関わる施設は、認可保育園が2か所、小学校が2校、中学校が1校、高校が1校、学童クラブが2か所などとなっています。

その他、子どもに関わる公共施設として、住民福祉センター、勝浦会館、勝浦町民体育館、勝浦町立図書館、勝浦町子育て交流支援センターなどがあります。

2 保育・教育の現状

(1) 保育園

保育園は、町立の保育園2か所（平成22年度から民間へ完全移管）があります。平成21年4月現在の利用児数は、140人（うち0～2歳児27人）です。少子化で乳幼児数は減っているものの、保育園の利用児数はほぼ横ばい状態で推移してきています。

勝浦町内の保育園 平成21年4月1日現在

保育園名	定員 (人)	所在地	設置年月	保育時間	
				正規時間	長時間
生比奈保育所	90	中角豊田29	昭和29年9月2日	8時30分 ～	7時30分 ～
横瀬保育所	90	三溪上川原28-1	昭和30年10月7日	17時15分	18時30分

就学前児童人口及び入所状況 平成21年4月1日現在（単位：人、％）

年齢	就学前児童数	入所児童数	入所率
0歳	33	2	6.1%
1歳	25	6	24.0%
2歳	34	19	55.9%
3歳	39	30	76.9%
4歳	41	41	100.0%
5歳	43	42	97.7%
計	215	140	65.1%

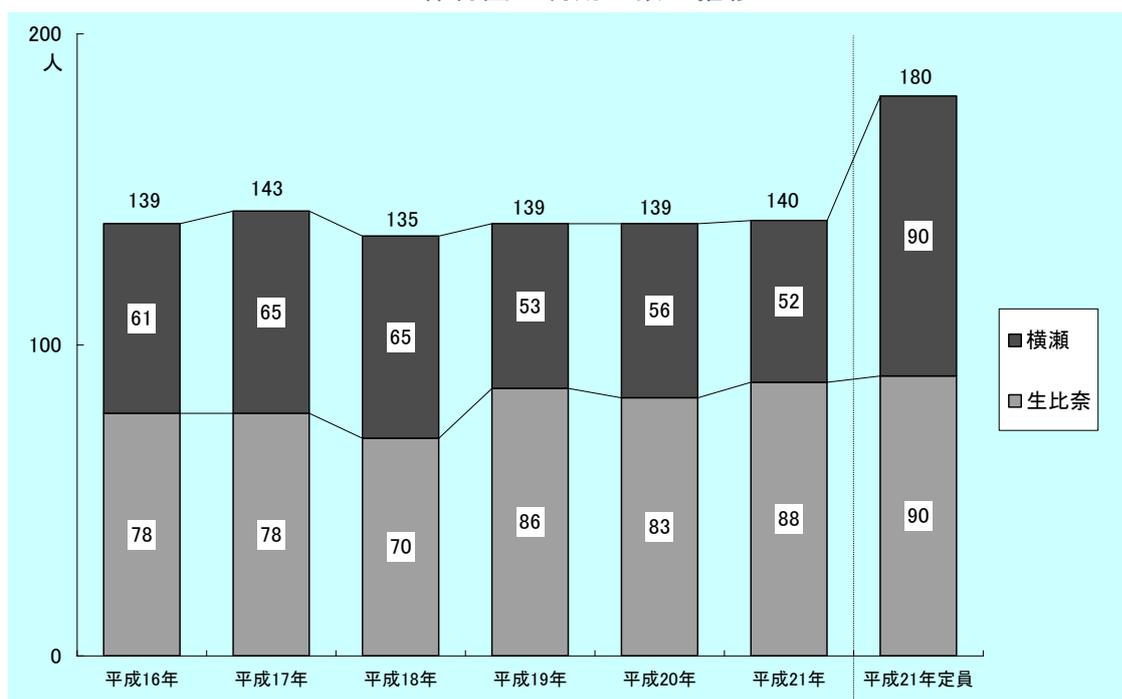
入所状況

（単位：人）

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
※ 入所人員	生比奈	78	78	70	86	83
	横瀬	61	65	65	53	52
	計	139	143	135	139	139

※入所人員は各月初日現在の年計を月平均にしたもの。

保育園の利用人数の推移



(2) 小中学校

本町には、小学校が2校、中学校が1校あります。平成21年5月1日現在の小学校児童総数は251人、中学校生徒総数は123人となっています。平成17年から平成21年までの5年間の推移を見ると、小学校の児童総数についてはほぼ横ばい、中学校の生徒総数については減少傾向となっています。

勝浦町内の小・中学校 平成21年5月1日現在 (単位: 学級, 人)

学校名	所在地	児童生徒数	学級数
生比奈小学校	中角字豊田1-1	126	7
横瀬小学校	三溪字上川原13-2	125	7
小学校計		251	14
勝浦中学校	久国字久保田4-1	123	7

資料：平成21年度学校基本調査

小学校児童数・学級数の推移

各年度5月1日現在 (単位: 学級, 人)

学校名	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	学級数	児童数								
生比奈小学校	7	149	7	145	7	137	7	134	7	126
横瀬小学校	7	106	7	116	7	128	7	125	7	125
計	14	255	14	261	14	265	14	259	14	251

資料：学校基本調査

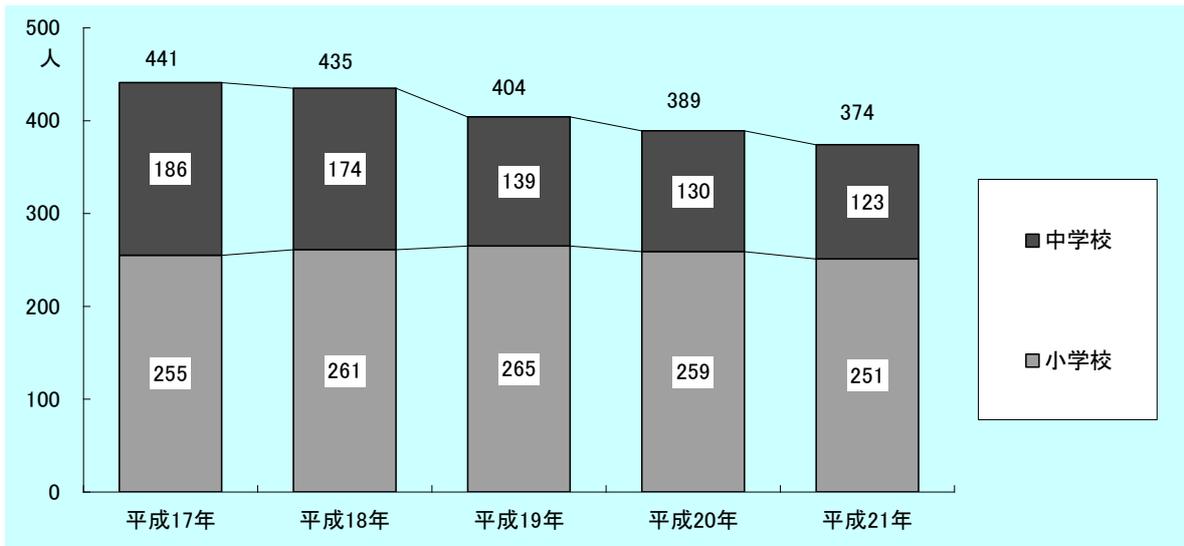
中学校生徒数・学級数の推移

各年度5月1日現在 (単位: 学級, 人)

学校名	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	学級数	児童数								
勝浦中学校	7	186	7	174	7	139	7	130	7	123

資料：学校基本調査

小学校児童数・中学校生徒数の推移



(3) 学童クラブ

本町には、下校後保護者がいない小学生児童を対象とした学童クラブが2クラブあります。本町では、学童保育事業を行う団体に対し、補助金を交付しており、平成21年度は2団体が補助対象団体となっています。

勝浦町内の学童クラブ

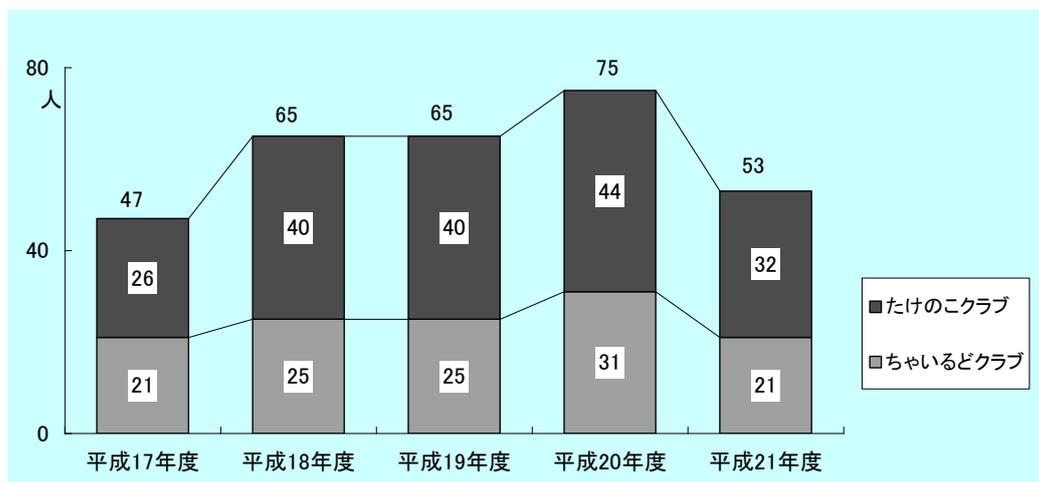
クラブ名	所在地	開設年月	保育時間※
ちゃいんどクラブ	勝浦町生比奈小	平成12年6月1日	12:00～19:00
たけのこクラブ	勝浦町横瀬小	平成12年6月1日	12:15～18:30

注：土曜、長期休暇、振替休校日では、ちゃいんどクラブ7:30～19:00、たけのこクラブは7:30～18:30。

学童クラブ利用児童数の推移

クラブ名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
ちゃいんどクラブ	21	25	25	31	21
たけのこクラブ	26	40	40	44	32
利用児童数計	47	65	65	75	53

学童クラブの1日平均利用児童数の推移



3 母子保健の現状

(1) 妊娠届出・母子健康手帳の交付

母子健康手帳の発行は、役場受付で交付しています。妊婦の心や体の健康に関する相談を受け、新生児訪問・健康相談など母子保健に関する情報を提供しています。

妊娠届出数

(単位：人)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総 数	42	33	29	26	37
満 11 週以内	30	24	25	18	30
満 12～19 週	9	8	4	8	7
満 20～27 週	1	1	0	0	0
満 28 週以上	2	0	0	0	0
不 詳	0	0	0	0	0
初 産 婦	18	15	13	13	19
経 産 婦	24	18	16	13	18

(2) 妊婦健康診査

平成 20 年度における受診票の交付は、2 回から 5 回に増えています。また、平成 21 年度から 14 回の受診票の交付を行い、健診の結果、要指導者には電話や訪問等で支援を行っています。

妊婦健康診査受診状況

(単位：人)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
受診票交付数	86	68	59	54	202	
受診者数（延）	75	76	60	53	152	
受診結果	異常なし	49	46	36	32	28
	要指導	0	1	0	1	1
	要経過観察	1	0	0	0	2
	要精密	0	0	0	0	2
	要治療	5	5	6	2	13
所見	妊娠中毒症	0	0	0	0	0
	貧血	5	3	4	2	9
	切迫早流産	0	2	0	0	3
	その他	1	1	2	1	6

(3) 訪問指導

① 妊産婦、新生児、乳幼児訪問

家庭を訪問し、妊産婦の保健指導や育児不安の軽減、新生児乳幼児の発育、栄養、生活環境を確認し、育児について必要な情報を提供しています。

妊産婦・新生児・乳幼児訪問件数

(単位：件)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
新生児数	42	33	29	26	37
総 数	54	51	63	55	65
妊婦	0	0	0	0	0
産婦	6	15	33	21	28
乳児	29	20	12	11	2
未熟児	2	0	1	1	3
新生児	5	12	15	21	24
幼児	5	2	2	0	8
その他	7	2	0	1	0

(4) 乳幼児健康診査

実施している乳幼児健康診査は、3～4か月児健診、10～11か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診です。その他は乳児、1歳児、2歳児で、集団で実施しています。

健診の周知は、広報等によって行われ、平成20年度の受診率は80～85%前後を維持しています。

集団健診には、保健師、医師、栄養士と様々な専門職が従事しており、プライバシーの保護に配慮しながら、子どもの成長・発達を親とともに確認しています。健診の場では、「子どもとの関わり方」「言葉などの発達の遅れ」等を心配する相談も多く、子ども発達専門相談や親子教室につなげるなど、親の不安や疑問の解消に努めています。

また、近隣の遊び場や育児サークルを紹介する等の情報提供に努めるとともに、受診者同士の交流の機会を提供する場ともなっています。

乳幼児期は、一生のうち、心身ともに最も著しい成長、発達を遂げる重要な時期です。健康な体をつくり、疾病を予防し、心豊かに育つため、発達段階に応じた生活を送れるよう、生活リズムや食習慣を整えることの大切さと、子どもとの接し方について親が学ぶ場になるよう各健康診査を実施しています。

3か月児健康診査の受診状況

(単位：人、%)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
受診票交付数	39	35	39	46	34	
受診者数(延)	37	33	34	44	30	
受診実人員	37	33	34	44	30	
受診率	94.9	94.3	87.2	95.7	88.2	
受診結果	異常なし	13	23	27	34	23
	要指導	2	3	2	6	0
	要経過観察	1	6	3	4	2
	要精密	0	1	2	0	5
	要治療	0	0	0	0	0
未受診者数	2	2	5	2	4	

1歳6か月児健康診査の受診状況

(単位：人、%)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
受診票交付数	44	45	38	36	32	
受診者数(延)	43	42	34	35	30	
受診実人員	43	42	34	35	30	
受診率	97.7	93.3	89.5	97.2	93.8	
受診結果	異常なし	36	35	30	32	26
	要指導	4	7	0	0	2
	要経過観察	2	0	2	2	0
	要精密	01	0	1	1	1
	要治療		0	1	0	1

3歳児健康診査の受診状況

(単位：人、%)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
受診票交付数	39	35	39	46	34	
受診者数(延)	37	33	34	44	30	
受診実人員	37	33	34	44	30	
受診率	94.0	94.2	87.2	95.0	88.2	
受診結果	異常なし	26	24	30	35	26
	要指導	1	3	1	6	0
	要経過観察	7	4	1	3	1
	要精密	2	2	2	0	5
	要治療	1	0	0	0	0

(5) 歯科健康診査

1歳6か月、3歳児の時点で、う歯予防の事業を行っています。

歯科衛生士がフッ素塗布やう歯予防のための歯磨きの実技を実施、栄養士が幼児食についての衛生教育、個別相談を実施、バランスのとれた幼児食の指導も行っています。

う歯の多発や重症化を予防するため、1歳6か月、3歳児健康診査に合わせ歯科保健指導とフッ素塗布を継続して行います。

う歯予防関連事業

1歳6か月児健康診査	歯科検診・フッ素塗布・歯磨き実習
3歳児健康診査	歯科検診・フッ素塗布・歯磨き実習

1歳6か月児健康診査の歯科検診状況

(単位：人)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
う歯あり	1	0	2	1	0

3歳児健康診査の歯科検診状況

(単位：人)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
う歯あり	15	20	9	20	4

(6) 健康相談

① 乳幼児相談

乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児の心身の健康、育児や食生活について保健師が相談に応じています。子育て中の仲間を求めて来る親子も多数います。

乳幼児健康相談来所人数

(単位：人)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
来所人数	23	44	29	16	10

② 栄養（離乳食）相談

離乳食についての知識の普及を図り、実際に試食をしながら栄養士が離乳食の進め方のアドバイスをします。同じ乳児を持つ親同士の情報交換や交流の場になっています。

離乳食講習会・6～8か月児相談参加者数(保護者対象)の実施状況

(単位：回、人)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
講習会開催回数	4	4	3	4	4
講習会参加者数	51	40	32	28	34

(7) フォローが必要な子への支援

乳幼児健康診査において把握された心身の発育発達に問題や疑いのある子どもに対し、身体面では、医療機関委託の精密健康診査、「発達相談」等を利用して、事後指導を実施しています。

精神発達面では、ことばの遅れや環境的な要因による生活習慣上の問題を持つ子ども等に対し、発達相談で、また、集団遊びを通しての経過観察や、保護者への育児相談も実施しています。

さらに専門的な相談が必要な場合は、児童相談所や保健福祉局の家庭児童相談員が相談に応じています。

幼児健診フォロー教室（対象：1歳6か月～就園前）

(単位：人・組)

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
参加の親子数（組）	35	30	35	37	32

(8) 疾病・事故防止の取り組み

感染症予防のため予防接種の効果やリスクに関して親が正しく理解できるように新生児訪問、乳幼児健康診査や乳幼児健康相談などで情報を提供し、適正な時期に予防接種が受けられるよう、接種の勧奨を行っています。

また、疾病や事故の予防として、小児の発達に応じた具体的な防止方法について、あらゆる機会を利用して情報提供、学習機会の提供を行う必要があります。その一環として、乳幼児健康診査等で注意を呼びかけ、関連ポスターの掲示やパンフレットの配布等を行っています。

(9) 予防接種

平成 20 年度における予防接種の取り組みは次のようになっています。

ジフテリア、百日せき、破傷風 (単位：人、%)

区分	対象者	接種者	接種率	対象者		
1 期	1 回	30	25	83.3	対象者	第 1 期：生後 3 月～90 月未満 第 2 期：11 歳、12 歳
	2 回	25	25	100.0		
	3 回	25	22	88.0		
1 期追加	35	32	91.4	実施方法	医療機関で個別に接種	
2 期	39	26	66.6			

ポリオ (単位：人、%)

区分	対象者	接種者	接種率	対象者	
1 回目	38	32	84.2	対象者	生後 3 月～90 月未満
2 回目	31	27	87.0	実施方法	年 2 回、農村環境改善センターで実施

(MR) 麻疹・風疹 (単位：人、%)

区分	対象者	接種者	接種率	対象者	
1 期	25	22	88.0	対象者	生後 12 月～90 月未満
				実施方法	医療機関個別接種

(MR) 麻疹・風疹 (単位：人、%)

区分	対象者	接種者	接種率	対象者	
2 期	33	33	100.0	対象者	5 歳以上 7 歳未満の者で小学校就学前 1 年間にある者
				実施方法	医療機関個別接種

日本脳炎 (単位：人、%)

区分	対象者	接種者	接種率	対象者			
1 期	初回	1 回	45	4	8.8	対象者	1 期初回：生後 6 月～90 月未満 1 期追加：1 期初回終了後概ね 1 年後 2 期：9 歳～13 歳未満
		2 回	45	4	8.8		
	追加	45	2	4.4			
2 期	52	1	1.9	実施方法	医療機関個別接種		
合計	187	11	5.8				

BCG (単位：人)

区分	対象者	接種者	接種率	対象者	
BCG	22	21	95.4	対象者	生後 6 月未満
				実施方法	医療機関個別接種

第4章 子どもや子育てをとりまく重点課題

4-1 少子化への対応

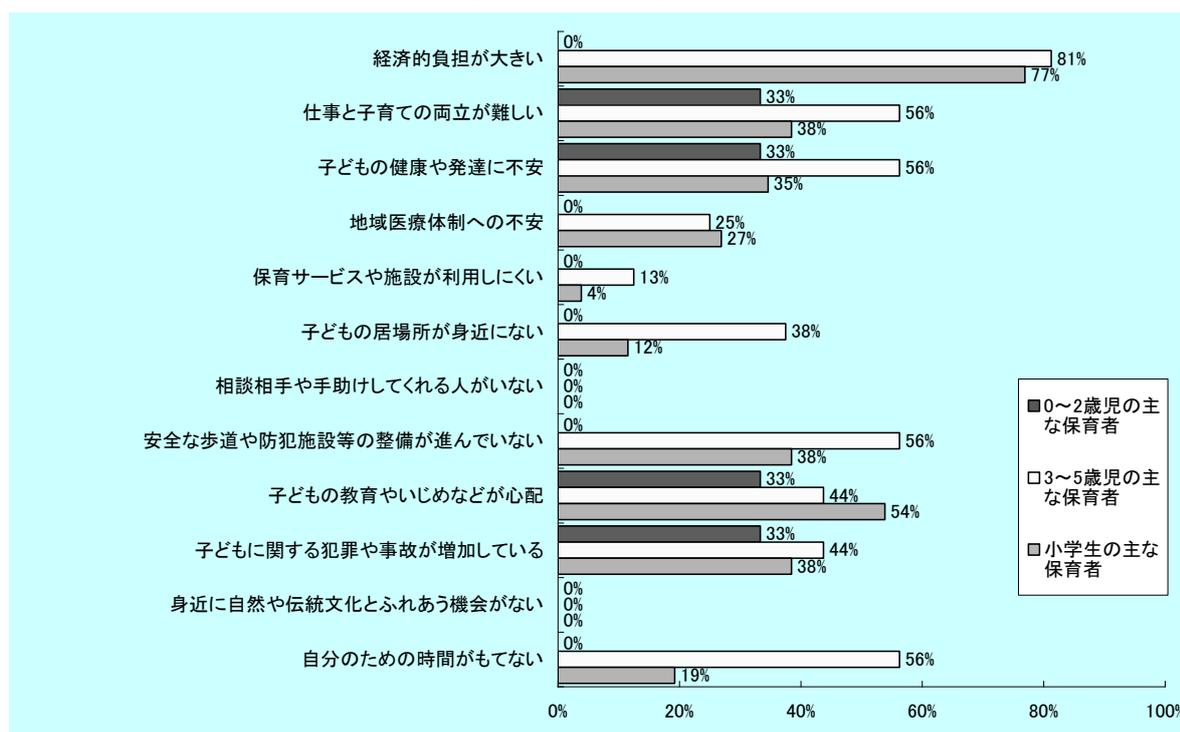
勝浦町の人口は、昭和45年（国勢調査ベース）を境に8,000人台を割り込み7,900人に減少しました。また、高齢化率も年々上昇を続け、平成7年には24.9%、平成17年には32.0%と少子高齢化が急速に進んでいます。

少子化は、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなるといった個人レベルでの影響に加え、労働力の減少など社会経済面での影響が大きく、まちぐるみでその対策を進めていくことが求められます。

アンケート結果によると、子育てに対する不安や負担として、「経済的な負担が大きい」ことが最も高い割合となっています。国・県とともに、その抜本的な対策を進めていくことが求められます。

注：アンケートでは「保育所」としています

子育てに対する不安や負担



資料：「勝浦町次世代育成支援に関するニーズ調査（就学前児童用・就学児童用）」（平成21年1月実施）

4-2 ニーズに応じた支援の展開

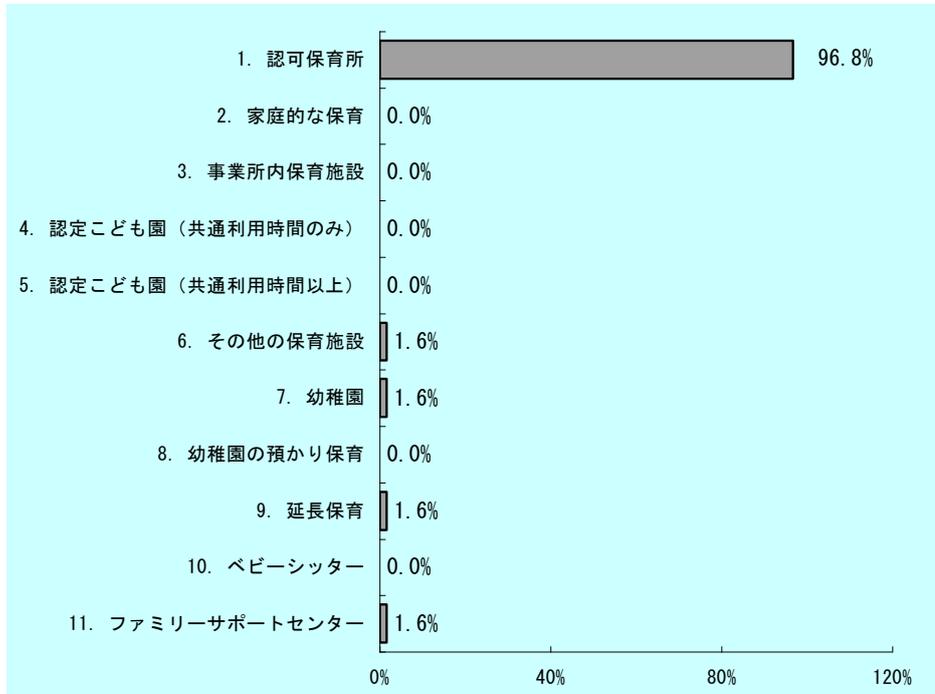
子どもの数は減少を続けていますが、母親の就業率の上昇、就労形態の変化により、子育て支援サービスに対するニーズは多様化し、増大していると言えます。

また、アンケート結果によると、病児・病後児保育、一時保育など、現在、勝浦町では実施していない子育て支援サービスに対しても高いニーズがみられるほか、「乳児医療

の拡大」、「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備」、「安全な歩道等の整備促進」など幅広い次世代育成支援施策に対してニーズがみられます。

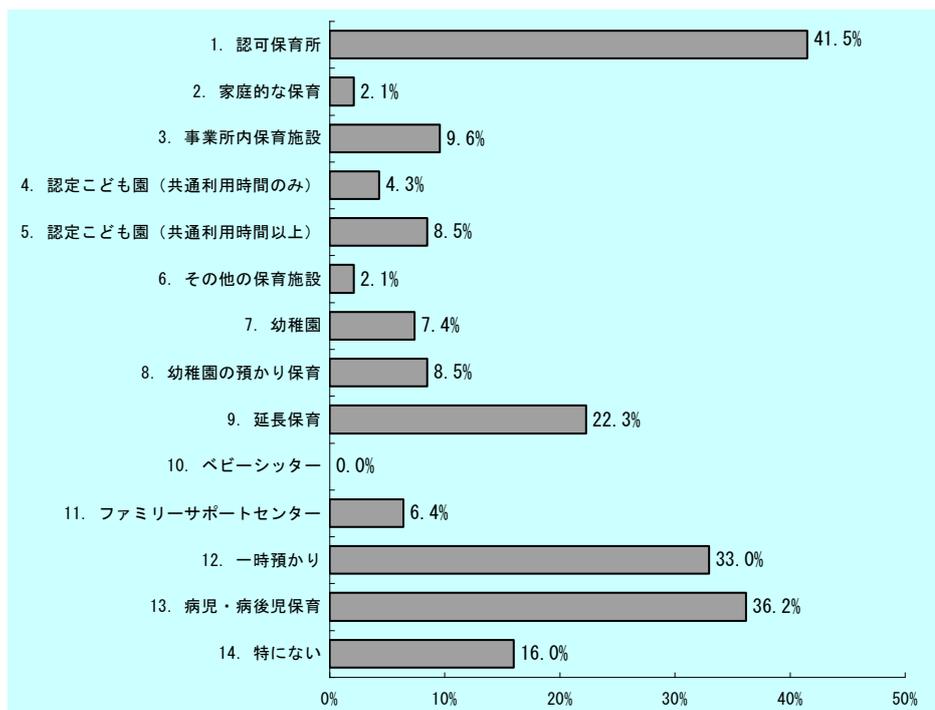
後期計画では、こうしたニーズに応じた支援を展開していくことが求められます。

主な子育て支援サービスの利用状況（就学前児童の保護者）



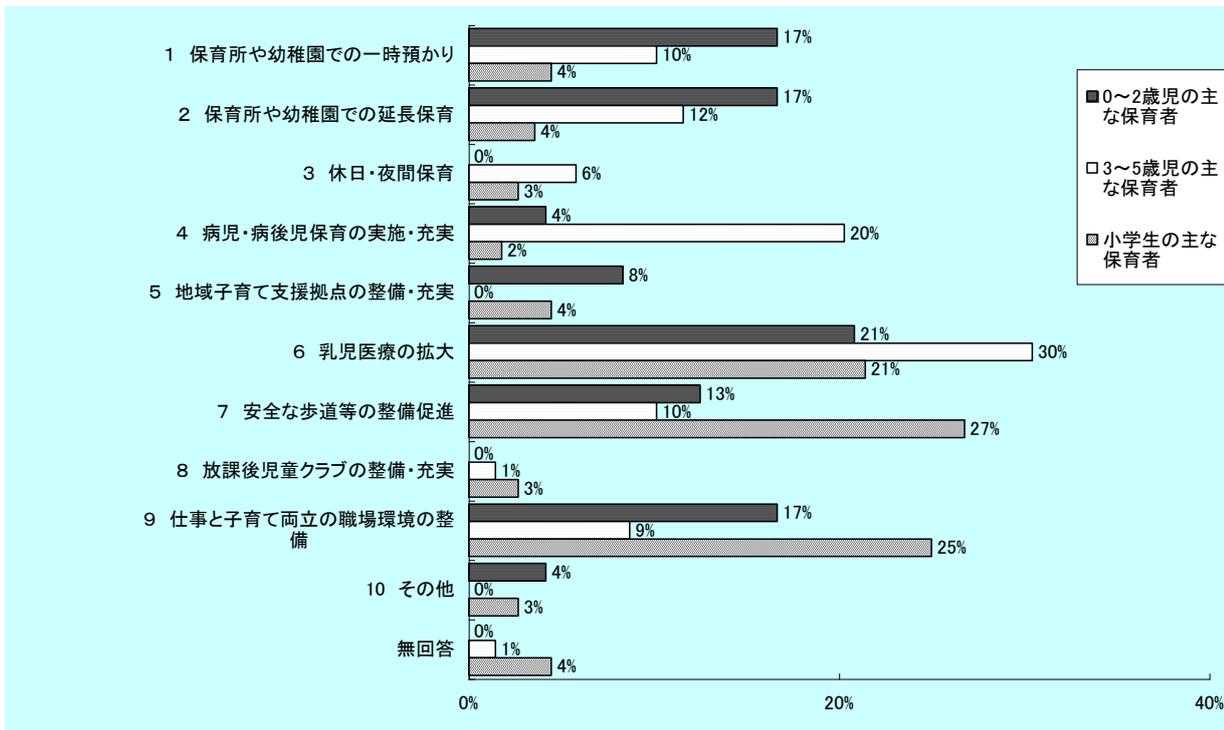
資料：「勝浦町次世代育成支援に関するニーズ調査（就学前児童用・就学児童用）」（平成 21 年 1 月実施）

今は利用していないができれば利用したい、足りていないと思うサービス（就学前児童の保護者）



資料：「勝浦町次世代育成支援に関するニーズ調査（就学前児童用・就学児童用）」（平成 21 年 1 月実施）

一番望んでいる子育て施策



資料：「勝浦町次世代育成支援に関するニーズ調査（就学前児童用・就学児童用）」（平成 21 年 1 月実施）



計 画

第5章 めざすべき目標

5-1 基本理念

「21世紀勝浦町新総合振興計画 後期基本計画」（平成19～22年度）では、まちづくりの基本理念をSTEP1 「未来に生きるまちづくり」、STEP2 「共生の心で築くまちづくり」、STEP3 「視野を広げるまちづくり」、とし、まちの将来像を「清流に 緑映え 人輝くまち かつうら」と定めています。

「勝浦町次世代育成支援後期行動計画」では、上記新総合振興計画後期基本計画の基本理念・将来像をふまえ、前期行動計画同様「お互いに思いやりのある共生のまちづくり」を基本理念として定めます。また、すべての人が子育てを通じて共に生き、心から喜び合える生活を送ることができるように「健やかな子どもが育つまちづくり」を基本方針とします。

基本理念

【
お互いに思いやりのある
共生のまちづくり
】

基本方針

◆ 健やかな子どもが育つまちづくり



5-2 3つの基本目標

「お互いに思いやりのある共生のまちづくり」をめざして、3つの基本目標を掲げ、まちづくりを進めます。

1 総合的な子育て支援を充実します

子育て中の人はもちろん、これから子どもを産み育てたいと考えている人が、安心して子どもを産み、健やかに子どもを育てることができるように、保健サービスや、保育サービスなど、総合的な子育て支援サービスを充実します。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源を活用した取り組みを推進します。

2 地域全体で子どもの成長を支えます

勝浦町は豊かな自然に囲まれ、都市部に比べて家族の絆、地域の連帯が残されています。この特性を活かし、子育てを家庭だけの問題としてとらえるのではなく、地域・団体・行政などがそれぞれの責務を担い、連携と協力を図っていくという考えに立ち、地域全体で子どもの成長を支える体制づくりを進めます。

3 子どもの視点、子どもの権利を最大限に尊重します

次代を担う子どもたちが、健康で、心豊かに育つことができるためには、子どもの視点に立った、子どもの人格、人権が尊重された環境の中で、育成されなければなりません。

一人ひとりの個性を大切にした教育や、恵まれた自然環境を活かし、様々な体験を通して豊かに成長できる環境整備を行い、子どもの視点、子どもの権利を最大限に尊重したまちづくりを進めます。

5-3 施策の体系

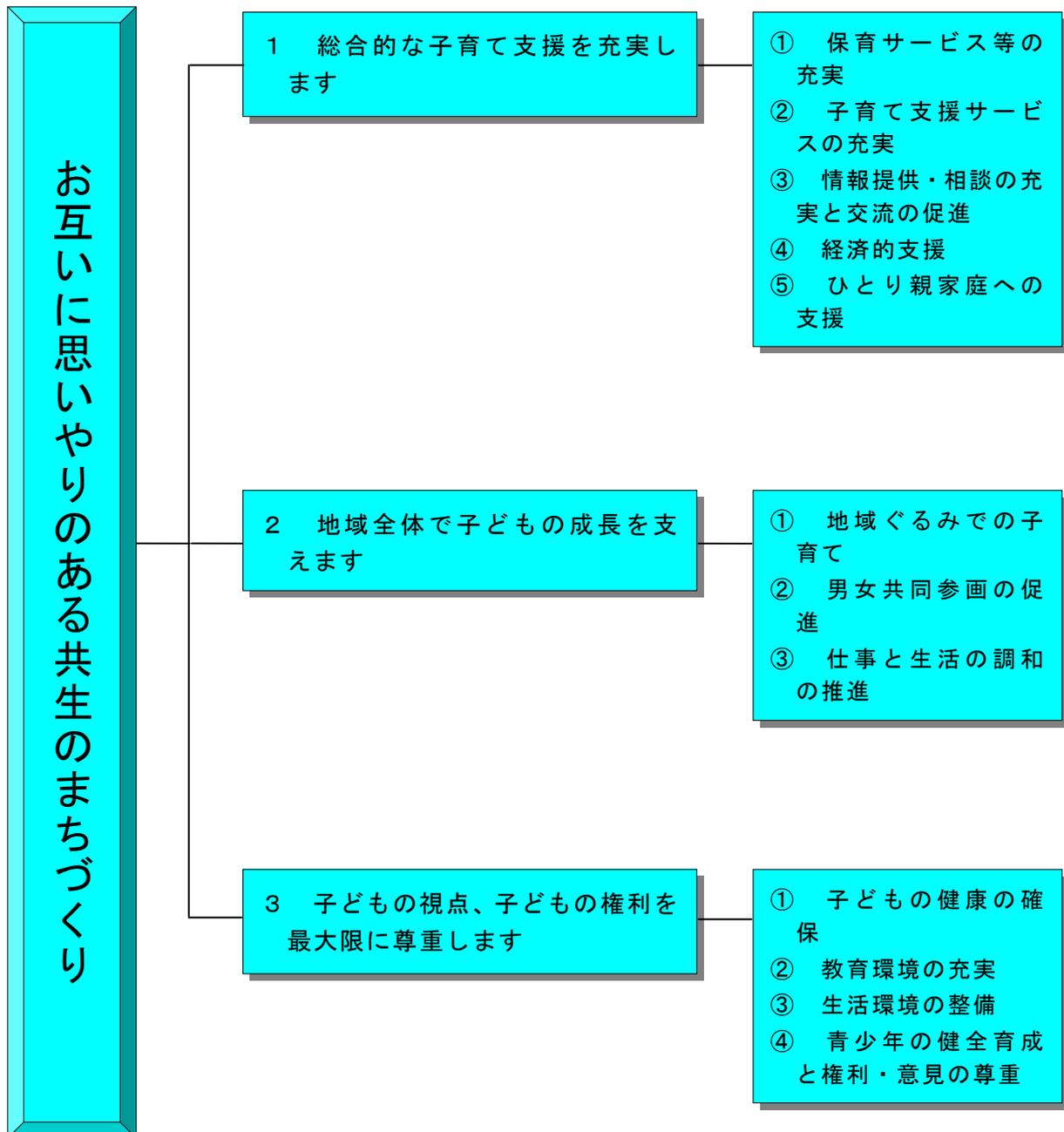
基本理念及び基本目標の達成をめざし、以下の体系に基づき、施策を推進します。

施策の体系

<基本理念>

<基本目標>

<基本施策>



第6章 基本施策

6-1 総合的な子育て支援を充実します

1 保育サービス等の充実

現状と課題

勝浦町では、ここ5、6年、生比奈、横瀬の両保育園ともほぼ定員通りの児童数で推移しており、待機児童もいない状況が続いています。

また、二・三世代同居の割合が都市部に比べて多く、祖父母が孫の面倒を見るケースが多くみられます。しかし、核家族化、生活様式の多様化、女性の社会進出に伴う女性就業者の増加など、ライフスタイルに対応した様々な保育サービスが求められる状況にあります。ニーズ調査では、病児・病後児保育や一時保育、延長保育を希望する保護者の割合が多くなっています。

さらに、保育園での保育内容については、国の保育所保育指針が、平成21年4月に改訂されました。これは、保護者の子育て不安の増大や養育力の低下などを背景に、「質の高い養護や教育の機能」など保育園に期待される役割が深化・拡大していることを受けたものです。各保育園では、この新しい保育所保育指針に基づき、保育内容の充実を図っていくことが求められます。

なお、平成22年度には、今年度の引継ぎを踏まえ、公立保育園の民間への完全移管が実施されます。今後、勝浦町保育サービスのより効率的かつ効果的な保育園運営が求められることとなります。

施策目標

多様な保育ニーズに対応したきめ細かいサービスの提供に努めます。

主要施策

1 多様なニーズに対応した保育の拡充

核家族化の進行や、就労形態の多様化に対応できるよう、保育園において、低年齢児保育、延長保育をはじめとする多様な保育サービスの提供に努めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係
1	低年齢児保育の充実	産休明けや育児休業明けの年度途中入園を含め、低年齢児の保育園での受け入れ希望に対し、着実に対応していきます。低年齢児保育は入園児1人に対し必要な保育士数が多くなるため、受け入れ可能な人員体制の確保に努めます。	福祉課
2	延長保育の充実	延長保育は両保育園とも7時30分から18時30分まで実施しています。さらなる延長保育の必要性については、今後検討していきます。	福祉課
3	病児・病後児保育の実施	通所中に体調を崩し、迎えに来ることが困難な保護者に対し、看護師等による一時預かりを実施します。平成21年、緊急雇用	福祉課

		創出事業により、生比奈保育所は 10 月から、横瀬保育所は 11 月から、看護師を1名ずつ採用しています。	
4	特定保育・夜間保育・休日保育等の検討	保護者の就労形態の多様化による保育需要の高まりに対応するため、休日保育等の実施について検討します。	福祉課
5	一時保育の充実	保護者などが一時的・緊急的に保育できなくなった場合に未就園児童を預かる制度である一時保育の実施を検討します。また、児童養護施設でのショートステイ(宿泊型の一時保育)の利用を促進します。	福祉課

2 保育内容の向上

安心して子どもを預けられるよう、職員の資質の向上、保育施設の整備などにより、保育内容の向上を図ります。また、町内の就学前児童が同じシステムの幼児教育・保育が受けられるよう、保育・教育の一体化を進めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
6	きめ細かい保育の推進	新しい保育所保育指針に基づき、一人ひとりの発達状況や個性に応じた保育を推進します。多様な遊びの体験など、子どもにとって楽しい保育の場を提供するとともに、地域住民との交流など、開かれた保育園づくりを促進します。	福祉課
7	保育士の資質の向上	各種研修や交流機会などを充実し、保育士等の資質の向上を図ります。	福祉課
8	保育環境の維持・充実	施設・設備の充実を図ります。	福祉課



2 子育て支援サービスの充実

現状と課題

放課後児童対策については、平成19年度から、国の「放課後子どもプラン」がスタートしています。これは、共働き家庭を対象とした厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」（本町では「学童保育」）と、「全児童対策」である文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施するものです。

本町では、学童保育のみを実施していますが、放課後に子どもをみてもらえる親族や知人がいない共働き家庭の増加に伴い、利用希望者の増加が見込まれます。今後は、少子化による児童数の減少から、利用児童数は横ばいから微減傾向で推移するものと予測されますが、現在実施している教室の安定した運営が求められます。

施策目標

子育てと就労の両立を支援するため、放課後児童対策の充実に努めます。

主要施策

1 放課後児童対策の充実

多様なニーズに対応した放課後児童対策の展開に努めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
9	学童保育（放課後児童クラブ）の充実	ニーズに応じたサービス内容の充実に努めます。	福祉課



3 情報提供・相談の充実と交流の促進

現状と課題

少子化の影響により、子育てに関する情報が得られにくい、育児不安がつのる状況にあります。特に、遠方からの転勤者などで、親や親戚による介助や支援が受けにくい場合は不安が一層大きくなります。

こうした背景の中、勝浦町では、「広報かつうら」「議会だよりかつうら」「かつうら社協だより」等の配布やホームページなどによる情報提供、福祉・保健・教育各セクションによる相談、地域子育て支援センター事業などによる交流促進を行っています。

今後もこうした取り組みを一層充実するとともに、それらを多様な媒体により積極的に広報し、子育ての輪を広げていくことが求められています。

施策目標

個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な情報提供・相談体制づくりに努めるとともに、保護者同士の交流や相互の助け合いを促進し、悩みや不安の軽減、解消を図ります。

主要施策

1 情報提供体制の充実

子どもや子育てに関わるイベント、行政サービスなどを多様な媒体で積極的に情報提供し、初産の家庭や転居まもない家庭など、すべての家庭が情報不足にならない体制づくりに努めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
10	広報紙等の充実	子育て家庭への情報提供だけでなく、一般町民への積極的な情報提供により、町民と子どもとの交流活動への参加を促進するため、町広報や社協だよりなどへの子どもに関する情報の掲載を強化します。	福祉課
11	子育て情報誌・パンフレット等の活用促進	福祉課、地域子育て支援センターなど子育てに関わる諸機関で積極的に子育て情報誌やパンフレット等を作成し、可能な限り多くの場所で配布します。	福祉課
12	ホームページの活用	町や子育て関係機関のホームページについては、子育て情報の充実を図るとともに、子育て交流の1つの媒体として町民の活用や参画を促進します。	福祉課
13	住民の情報発信の支援	子育て情報誌の発行やホームページの作成など、子育てサークルやボランティアなど住民による自主的な情報発信を支援します。	福祉課

2 相談体制の充実

専門的なものからちょっとした相談まで、子どもや子育てに関するあらゆる相談を受け、迅速・適切に対処できる体制づくりに努めます。相談内容の多様化、複雑化に対応できるよう各相談員の人員・資質両面での強化を図ります。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
14	相談サービスの一元的な周知	各種相談サービスについて、多様な情報媒体で積極的に広報し、周知を図ります。	福祉課
15	相談コーディネーター機能の強化	「教育相談室」が教育委員会にあり、保護者、住民からの教育相談、ニーズの発掘や相談を受け止め、適切な対応、的確な解決策を検討し、問題解決に向かって取り組みます。	教育委員会
16	療育・発達相談体制の充実	療育・発達相談については、親の不安を少しでもなくし、適切な訓練・指導に結びつくような相談の実施に努めます。	福祉課・教育委員会
17	いじめ・不登校などの相談体制の充実	各保育園・小中学校など子どもが通園・通学するあらゆる機関や、勝浦総合型地域スポーツクラブ(K-Friends)、子ども会・スポーツ少年団などあらゆる任意団体と、日頃からの連絡を深め、いじめや不登校などに対する相談に適切に対応するよう努めます。	教育委員会
18	児童虐待の相談体制の強化	要保護児童対策地域協議会の構成機関(児童相談所、警察、主任児童委員等)などと連携しながら、児童虐待に関する相談への迅速・的確な対応に努めます。	福祉課
19	民生・児童委員、主任児童委員の相談体制の強化	町民が民生・児童委員や主任児童委員に相談をしやすい関係を持てるよう、資質向上や、地域への積極的な関わりを促進します。	福祉課
20	相談内容のプライバシーの保護と共有化	各機関での相談内容の守秘義務を厳守し、町民のプライバシーを最大限尊重します。一方、プライバシーを侵害しない範囲で、各機関が情報の引き継ぎを的確に行い、相談体制の強化につなげます。	福祉課
21	各相談員の研修の充実	相談内容の多様化・複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスが提供できるよう、担当者の研修の充実を図り、資質の向上に努めます。	福祉課

3 子育て交流の促進

子育て中の町民が、子どもや子育てについて様々な悩みや不安を抱え、家庭や地域の中で孤立することがないように、相互に交流・情報交換できる機会の充実に努めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
22	交流機会の一元的な周知	各種交流事業は、多様な主体により提供されるため、町民にわかりやすく、対象や内容、日時などが一元的に紹介された一覧表を作成し、多様な情報媒体で積極的に広報して周知を図ります。	福祉課
23	子育て各時期での交流機会の充実	妊娠期、出産期、乳児期、幼児期、学齢期など、子育て各時期の親子が、同じような世代の親子と交流が図れるよう、子どもや子育てに関する講座やイベントの充実を図ります。	福祉課・教育委員会
24	乳幼児と親の多様な社会参加の促進	生涯学習講座・イベントに託児サービスが完備したものを増やす、親子で参加できる内容のものを増やすなど、小さな子ども連れでも社会参加しやすいまちづくりを進めます。	教育委員会
25	自主グループの育成	町内には様々な自主グループが積極的に活動を行っています。が、子育てにおいても、親同士の交流、育児不安の解消の場を親が主体的につくっていくことにより、よりよい親子関係が保たれるよう、活動場所の提供、支援講座の充実などにより、自主グループの育成を図ります。	福祉課
26	交流する施設の充実	既存の公共施設や地域子育て支援センター(わんぱく教室)※、公園など、子育て交流の場の施設・設備の充実を図ります。また、学校や保育園などの地域開放を積極的に進めます。	福祉課・教育委員会

※地域子育て支援センター(わんぱく教室)：地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する施設です。「ひろば型」「センター型」「児童館型」の3種類(下表参照)があります。勝浦町では地域子育て支援センターを「わんぱく教室」(センター型で経過措置)という名称になっています。

地域子育て支援センターの類型

	機能	基本事業	実施形態
ひろば型	常設のつどいの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	1 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進	1～4の事業を子育て親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施
センター型	地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能すると共に、地域支援活動を実施	2 子育て等に関する相談・援助の実施 3 地域の子育て関連情報の提供	1～4の事業の実施に加え、地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に出向いた地域支援活動を実施
児童館型	民営の児童館内で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組を実施	4 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	1～4の事業を児童館の学齢児が来館する前の時間を活用し、子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施

資料：厚生労働省

4 経済的支援

現状と課題

近年の景気悪化の影響もあり、子育ての経済的支援の充実を求めるニーズは、前期計画策定時より大幅に増加しています。

これまで、児童手当の段階的拡充をはじめ、子育て応援特別手当（就学前3学年第二子以降の児童に3.6万円。平成20年度）や、育児休業給付の拡充（休業前賃金の40%から50%に。19年10月～23年度中の休業開始者が対象）、妊婦健診の公費負担の拡充（19年度までの2回が20年度に5回、21、22年度は14回）、出産育児一時金の拡充（38万円から42万円へ。平成21年10月から23年度まで）などが実施されてきました。

また、勝浦町においても、平成18年10月より、乳幼児等医療費助成制度を拡充（保険適用内の医療費（通院・入院とも）にかかる自己負担分と入院時食事療養費の助成を小学校修了までに拡大。ただし、7歳～小学校修了までの部分については、自己負担があり、食事療養費の給付はありません）、平成19年度からは、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもが健やかに育つ環境づくりを保育の分野で進めるため、世帯の第3子以降の児童（4歳、5歳に限る。）の保育料を無料にするなど、子育て家庭の経済的負担の抑制に努めてきました。

現在、国においては、マニフェストに掲げられた「配偶者控除」等を財源とする「子ども手当」（中学3年生まで月額2.6万円）の創設、5歳児教育の無償化と漸進的な無償年齢引き下げ、公立高校授業料の無料化と私立高校授業料補助（年間12～24万円）などの政策の具体化に向けて審議が行われています。

施策目標

子育ての経済的負担の軽減に努めます。

主要施策

1 経済的負担の軽減

諸制度の活用や独自企画、運営の効率化、国等への要望などにより、子育て家庭の負担の軽減に努めます。また、既存の各種経済的支援制度の周知を図るとともに、助成の維持・拡大に努めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
27	保育料等の負担の軽減	保育園の保育料、小中学校を含めた教材費、給食費などは、適切な負担となるよう努めます。	福祉課
28	周知の促進	既存の各種経済的支援制度の利用を促進するため、広報やパンフレットなどを活用し、周知に努めます。	福祉課

児童手当制度の変遷

改正年	対象年齢	支給月額	備考
1972年	第3子以降 5歳未満	3,000円	年齢は段階的に引き上げを明示
1973年	第3子以降 10歳未満	3,000円	
1974年	第3子以降 義務教育終了前	4,000円	
1975年		5,000円	
1978年		5,000円(6,000円)	支給月額のカッコ内は低所得者(市町村民税所得割非課税者)に対する特例
1979年		5,000円(6,500円)	
1981年		5,000円(7,000円)	
1986年	第2子・2歳未満 第3子以降・義務教育終了前	2,500円/5,000円	所得割非課税者の特例廃止。支給月額は第2子/第3子以降
1987年	第2子・4歳未満 第3子以降・9歳未満		
1988年	第2子以降 義務教育就学前		
1991年	第1子・1歳未満 第2子以降・5歳未満	5,000円/10,000円	支給月額は第1子・第2子/第3子以降
1992年	第1子・2歳未満 第2子以降・4歳未満		
1993年	第1子以降 3歳未満		
2000年	第1子以降 小学校就学前		
2004年	第1子以降 小学校第3学年修了前		
2006年	第1子以降 小学校修了前		所得制限も大幅に緩和
2007年			3歳未満は第1・2子でも10,000円に

2 医療費の助成

乳幼児医療費助成事業により、子どもの医療に要する費用を助成し、子どもに必要な医療を提供するとともに、経済的負担を緩和します。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
29	乳幼児医療費助成事業	乳幼児の医療に要する費用を助成し、子どもに必要な医療を提供するとともに、経済的負担を緩和します。医療費(通院・入院とも)自己負担分と入院時食事療養費の助成を小学校修了までに拡大しています。ただし、7歳～小学校修了までの部分については、自己負担があり、食事療養費の給付はありません。	福祉課
30	育成医療の給付 《県事業》	18歳未満の肢体不自由、聴覚・音声言語機能障害、または先天性内臓・心臓疾患の障害のある児童のうち、生活能力を得るために必要な医療が給付されます。	福祉課
31	重度心身障害者(児)に対する医療費の助成 《県事業》	重度の心身障害者(児)に対し、医療費の一部を助成します。ただし、支給については、一定の条件があります。	福祉課
32	小児慢性特定疾患患者に対する医療の給付 《県事業》	小児の慢性特定疾患のうち、特定の疾患については、その治療に相当の期間を有し、医療費の負担も高額になることから、医療費の公費負担が行われています。ただし、所得に応じた自己負担が発生します。	福祉課

3 障害児の養育に関する経済的支援

障害児を養育する保護者に対し、その養育に要する費用について、次のような手当の支給により、経済的支援を行います。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
33	特別児童扶養手当 《国事業》	一定の障害がある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に対して支給されます。(受給者等に一定の所得がある場合は支給されません。)	福祉課
34	障害児福祉手当	在宅の重度障害児で、日常生活が著しく制限され、介護を要する状態にある20歳未満の児童に対して支給されます。(扶養義務者に一定以上の所得がある場合は支給されません。)	福祉課



5 ひとり親家庭への支援の強化

現状と課題

母子・父子家庭は社会経済的に不安定な立場となり、育児に限らず、就業や家事など多くの問題を抱えている世帯も少なくありません。

母子福祉資金の貸付、児童扶養手当の支給などの経済的支援とともに、保育園や放課後児童対策など、母親や父親が安心して働ける環境づくりや、相談体制の充実、世帯相互の連携、協力体制づくりを進める必要があります。

施策目標

ひとり親家庭への支援体制の充実に努めます。

主要施策

1 ひとり親家庭への支援の強化

ひとり親家庭で養育されている子どもの健全育成のために相談や援助体制の充実に努めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
35	ひとり親家庭相談の充実	ひとり親家庭の子育て不安や悩みを解消するため、母子自立支援員や民生・児童委員などと連携し、きめ細かい相談を実施していきます。現在、勝浦町、上勝町、佐那河内村合同による子育て講座を年1回開催しています。	福祉課
36	経済的支援の強化	<p>児童扶養手当等の制度について周知を行い、制度の活用により、母子家庭等の経済的安定を図り、自立を促進します。</p> <p>母子父子医療費補助、児童扶養手当、父子手当、交通遺児激励金、母子寡婦福祉資金貸付など、ひとり親家庭への助成制度や負担軽減制度の利用を促進します。さらに、父子に対する制度の充実を含め、国・県に対して、制度の一層の充実を要望していきます。</p> <p>○児童扶養手当 《国事業》 母子家庭(または準ずる母子家庭)や、父親に重度の障害がある家庭で、18歳になった年度末までの児童(障害児の場合は20歳未満)を養育している母親、または、養育しているものに児童扶養手当を支給し、子育てに要する経済的負担を軽減します。(所得制限があります) 児童数 1人:41,720円 2人:46,720円 3人:49,720円 以後、児童が1人増えるごとに月額3000円追加</p> <p>○母子家庭医療費補助事業 《県事業》 母子家庭の母及びその扶養している児童、父母のいない児童に対し、その保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の一部が助成されます。(所得制限があります) 《母子家庭の母》 18歳に達した年度末までの児童を扶養して</p>	福祉課

		<p>いる者</p> <p>《母子家庭の児童》18歳に達した年度末までの児童 《父母のいない児童》18歳に達した年度末までの児童</p> <p>○母子寡婦福祉資金制度 《県事業》 母子寡婦福祉資金の貸付制度は、「母子及び寡婦福祉法」に基づき、都道府県等が出資する原資償還金を財源として運営されます。</p> <p>○母子家庭等日常生活支援事業 ひとり親家庭の母親、父親が病気や自立促進に必要な技能習得のための修学等で、一時的に日常生活に支援を要する場合、家庭生活支援員を派遣し、生活援助、児童の養育などを行い、生活支援を行います。</p>	
37	就労の促進	ひとり親家庭の就労促進を図るため、安心して働ける環境づくりに努めるとともに、就業に役立つ知識・技能の学習機会の充実に努めます。	福祉課
38	交流の促進	ひとり親家庭の交流による育児への不安の解消と、相互の協力体制づくりに向けて、母子自立支援員の協力を得ながら支援していきます。	福祉課

児童扶養手当の所得制限限度額

扶養親族および扶養対象配偶者数	全額支給の限度額	一部支給の限度額	配偶者・扶養義務者・孤児の養育者
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
それ以降	1人増につき380,000円増		
老人扶養親族または老人控除対象配偶者がいる場合、1人につき左列、中列は100,000円、右列は60,000円増			
ただし、右列は扶養親族数が1人で、その1人がこれに該当する場合、60,000円を加算しない			
特定扶養親族がいる場合、1人につき左列、中列は150,000円増			

注1：受給資格者の収入から給与所得控除等を控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と、上表の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定される。

注2：支給停止額は、手当を受けようとする者と、その民法上の扶養義務者の所得税法上の所得によって定まる。この基準額は手当を受けようとする者の扶養親族数によって変わる。受けようとする本人の所得が、表の左列未満であれば、手当は基本額の全額が支給される。これ以上になると、手当の額は10円単位で徐々に減少していき、中列の額以上になると手当は全く受けることができない。また、配偶者がいる場合、扶養義務者がいる場合にはその所得が右列以上であると手当は全く受けることができない。養育しているのが孤児などである場合、受給者の所得に対しても右列の額が適用され、この額以上にならない限り全額を受けられることができる。

6-2 地域全体で子どもの成長を支えます

1 地域ぐるみでの子育て

現状と課題

勝浦町では、保育園がフォーマルな子育てサービスを提供するとともに、子ども会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ・K-Friends、から、各種ボランティアなどの活動、近所づきあいに至るまで、町民のあらゆる活動がインフォーマルな子育て機能を持っています。

家庭の子育て力の低下が顕在化するなか、こうした地域子育て力を維持し、発展させていく取り組みの強化が求められています。そのためには、そうした活動を先導するリーダーの確保・育成を強化することや、企業など、日常、子どもと接することの少ない機関へ積極的な交流を促すことが大切です。そして、勝浦町での子育てをどうやって進めていったらいいか、医療や福祉、教育などに関わる大学・研究機関の協力も得ながら、町民みんなで考えることや、子どもや子育てに関わる人材を社会に送り出していくことも求められます。

勝浦町では、平成21年9月、「地域がつながり、勝浦の元気を発信する」をコンセプトに今までにない全町的取り組みとして「かつうら元気市」を開催しました。どろたんぼソフトバレー、鮎のつかみ取り、大声コンテスト、バーベキューガーデン（勝浦産阿波牛・鮎）、みかんなどの産直販売が行われました。子どもも大人もいっしょになって、地域のつながり、食材・食育など勝浦のよさを再確認しています。

施策目標

関心の喚起や、活動の促進、人材の育成などを通して、地域全体の子育て力の向上を図ります。

主要施策

1 町民の関心の喚起

子育てに喜びや楽しみが感じられる社会づくりをめざして、子どもや子育て家庭についての社会的関心の喚起を図ります。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
39	プレ子育て世代の子育てへの関心の喚起	中学生の子育てへの関心の喚起を図るため、「職場体験事業」などにより、性や生、子育てについて学習する機会や場の提供に努めます。	教育委員会・福祉課
40	祖父母世代の学習機会の拡大	子育て世代と祖父母世代が協力しながらよい子育てをすることができるよう、現在と昔の子育ての違いや共通点、祖父母の育児への関わり方などについて、学習機会の提供に努めます。	福祉課・教育委員会

2 地域子育て機能の強化

保健福祉や生涯学習・スポーツ、まちづくりなど、町内のあらゆる分野の施設や組織が積極的に子どもに関わることを促進し、地域子育て機能の強化を図ります。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
41	保育・教育施設の子育て拠点化の促進	町内の保育園や学校をそれぞれの地域における子育て拠点と位置づけ、園児・児童と地域住民との交流や、子育て中の親どうしの交流を促進します。	福祉課
42	子どもに関わるボランティア・NPO等の活性化	町社会福祉協議会などと連携しながら、子どもに関わるボランティア活動・NPO活動の活性化に努めます。	福祉課
43	自治会等の充実	地域の協力活動による結びつきを強化し、子どもの見守り体制を維持します。そのために、町内各地区のさらなる活性化を図ります。	全課
44	子育てサークルの活動支援	子育て中の親同士が交流を築くため「はぐみクラブ」を設立しています。また、地域子育て支援センター(わんぱく教室)(P39 参照)でも活発な交流が行われています。 今後も、子育てに関する情報交換や相互に協力を行う等、自主的に活発な活動ができるように支援していきます。	福祉課
45	ファミリーサポートセンター事業※	保護者が疾病の時の養育や、保育園の送迎等、子育ての支援を依頼したい人、子育ての支援を行いたい人の登録からなる会員組織であるファミリーサポートセンター事業の実施により、より多様な子育てニーズに対応するサービスです。平成21年度からは、広域化した徳島ファミリーサポートセンターに加入し実施しています。	福祉課
46	世代間交流事業	高齢者と児童等との世代間交流の機会を充実し、高齢者の生きがいづくりと社会参加を推進するとともに、様々な伝統・文化の伝承、また、交流の機会を通じて、子どもたちが高齢者をいたわる気持ちや社会性等を養い、地域での活動を行う機会づくりを充実します。	福祉課

※ファミリーサポートセンター事業：地域の中で子育ての応援をしてほしい人と、応援をしたい人が会員となり、育児についてお互い助け合う会員組織です。徳島市は財団法人勤労者福祉ネットワークに事業委託しており、平成20年4月から、小松島市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町が加わり、6市町村で広域運用を開始しています。

3 子育てを支援する人材の育成

地域で子どもに関わり、子育てを支援する人材の発掘・育成に努めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
47	地域活動の人材の育成・確保	ボランティアセンターにおける「ボランティア講座」や生涯学習活動等と連携を図り子育て支援のための人材の育成を推進します。 また、愛育班活動による、母子保健事業への参加協力、受け持ち世帯への家庭訪問等の活動支援の充実を図ります。	福祉課
48	児童・生徒・学生の福祉分野への就業希望の拡大促進	明日の子育てを支援する人材の発掘につながる児童・生徒・学生に対して、ボランティア活動への参加の拡大など福祉教育を推進します。また、子どもに携わる進路を希望する生徒・学生に対して、関係機関が連携しながら、適切な相談・指導を図ります。	福祉課
49	児童委員、主任児童委員活動の充実	児童委員、主任児童員について、研修等を通じ、資質の向上を図り、地域における児童や保護者の相談役、子育て支援のリーダーとして、その機能が十分に果たせるよう、活動を支援します。	福祉課



2 男女共同参画の促進

現状と課題

子育ての主要な担い手は女性ですが、少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化により、子育て力が低下している現在、もう一人の親である男性が子育てに積極的に参加することが求められています。また、家事や育児に限らず、社会のあらゆる部門で、女性が差別されず、男女が共同で参画し、それぞれの役割を果たしていくことが求められています。

男女共同参画については、わが国では、昭和 60 年の「男女雇用機会均等法」の制定と「女子差別撤廃条約」の批准にはじまり、平成 11 年の「男女共同参画社会基本法」の施行や、「男女雇用機会均等法」及び「労働基準法」の改正、平成 13 年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」の施行(平成 16、19 年改正)といった動きがあります。

施策目標

男女がいつも、ともに育児や家事を協力して行い、男女が社会のあらゆる場で、同じように活躍しあえる男女共同参画のまちづくりを推進します。

主要施策

1 男性の子育てなどへの参画の促進

男女の固定的な役割分担意識の是正や、社会慣習の解消・改善を啓発し、男女共同参画による子育てを促進します。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
50	男性への啓発活動の推進	各種広報などを通じ、男性の育児・家事への参画を啓発するとともに、育児や家事の具体的な方法について、保健指導や生涯学習講座などを活用して男性が学習することを促進します。また、男性の子どもに関わる地域活動への参画を促進します。	教育委員会・住民課
51	子どもに関わる職業への男性の就業の促進	男性が、保育士や看護師など、子どもや福祉に関わる職業で活躍する社会の形成を努めます。そのために、学校での福祉教育の推進や、子どもに関わる就業機関における男女共同参画を促進します。	教育委員会・住民課

2 社会全体の男女共同参画の促進

男女が社会のあらゆる場で、同じように活躍し、女性の活力が多様な場で最大限活かされる男女共同参画のまちづくりを推進します。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
52	男女共同参画意識の普及促進	セミナーやフォーラムなど、多様な機会を通じて、男女共同参画の考え方の普及を図ります。	住民課
53	男女平等教育の推進	学校、保育園などすべての保育・教育施設で、男女平等教育を推進するとともに、子どもの時から男女が共同して家事・育児等を行うことの大切さを啓発します。	教育委員会・福祉課
54	女性の社会参加の促進	仕事や生涯学習、趣味などに女性が参加しやすい環境づくりに努めるなど、育児・家事・介護などからのリフレッシュの機会づくりを図ります。	住民課
55	政策決定への女性の参画の促進	組織の政策決定に、家庭や子どもについての視点が豊かな女性の意見を積極的に反映するまちづくりを進めます。	全課
56	配偶者等による暴力の被害者対策の推進	配偶者等による暴力(DV:ドメスティックバイオレンス)の被害者対策については、県や近隣市町村、関係機関と連携しながら、町住民課での相談などに努めます。	住民課



3 仕事と生活の調和の推進

現状と課題

平成 19 年 12 月、国により「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフバランス）についての憲章と行動指針が決定されました。

「仕事と生活の調和」とは、仕事も生活も大切にすることで、どちらかを犠牲にする場合よりも、仕事の質、生活の質の両方をより高めることをめざす取り組みです。育児・子育て期の母親の就業への支援や、子育てに充分に関われない働き方の改善だけでなく、非正規雇用で生活が安定しないために結婚、出産ができないことをなくすといったことも含む概念です。

時短などの労働条件の改善や手厚い子育て支援制度によって、勤労意欲や業務効率の向上につながることはよく知られています。また、出産・育児のために退職した女性の能力の再活用は、人口減少時代に活力ある地域を維持していくために不可欠です。

企業経営は景気動向に大きく左右されるため、特に中小企業では、「仕事と生活の調和」は、「聞こえのいい標語」であり、「実践は困難」と考えがちです。しかし、企業経営を安定継続させ、地域を活性化していくためには、「仕事と生活の調和」を希求していくことが不可欠であるという認識を、全町民が共有していくことが求められます。

具体的な雇用政策は、主に、国・県が担っており、勝浦町が行えることは、企業等への制度の周知や意識の啓発、町自らが率先して実践することです。国の憲章・行動指針が出された今、未来への投資として、町民、事業所、行政が協働で「仕事と生活の調和」に集中的に取り組んでいくことが求められます。

施策目標

「仕事の質」と、「結婚、出産、育児や日常生活の質」の両方を高めながら働き続けられる就労環境の整備を促進します。

主要施策

1 町内事業所の実践活動の促進

子育て中の親が、「仕事と生活の調和」を実現できるよう、育児休業制度の普及・定着を促進するとともに、労働条件の改善、働き方の見直しについて事業主への啓発に努めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
57	一般事業主行動計画の策定促進	町内事業所の一般事業主行動計画の策定を促進していきます。	産業建設課
58	育児休業制度の普及・定着	広報など様々な媒体を活用して、育児休業制度の普及・定着を図ります。「パパ・ママ育休プラス」など、最新の動向の周知に努めます。	産業建設課
59	労働条件改善の促進	男性を含めた働き方の見直しにより「仕事と生活の調和」を実現できるよう、「早く家庭に帰る日」の普及等による時短や、有給休暇の取得、フレックスタイム制度などの導入、働く女性の母性の保護、健康管理の徹底などについて、事業主等への啓発を図ります。	産業建設課

60	女性の再雇用に対する事業所への啓発	事業所に対し、出産や育児等により退職した女性の再雇用の啓発に努めます。	産業建設課
61	ポジティブ・アクション※の導入の促進	町内事業所が、法定基準を上回る福利厚生の取り組みなどを行うことを「子育て支援優良企業表彰」などで国・県とともに支援していきます。	福祉課

※ポジティブ・アクション：雇用の場において性別による事実上の格差を解消するため、企業が積極的な取り組みを行うこと。

2 町民の就業・キャリアアップへの支援

出産や育児などにより退職した女性の再就職の支援に努めるとともに、無職・非正規雇用で生活が安定しない町民の就職や正規就労化、キャリアアップを促進していきます。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
62	女性の再就職への支援の強化	出産や育児等により退職した女性が再就職しやすいよう、ハローワークなどでの相談や情報提供の充実を促進します。	産業建設課
63	経済的自立が可能なしくみづくりの促進	国・県・経済団体等とともに、雇用の安定に努めるとともに、非正規就労者と正規就労者の賃金格差やキャリアアップ機会の格差などを是正するしくみづくりを促進します。	産業建設課



6-3 子どもの視点、子どもの権利を最大限に尊重します

1 子どもの健康の確保

現状と課題

勝浦町では、妊娠時から出産、乳児期、幼児期と一貫した健康づくりに向けて、妊婦、乳児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を基本に、離乳食講習会または相談、歯科の健診や相談、訪問指導、予防接種など、きめの細かい事業展開に努めるとともに、健診後のアフターケアと、早期療育につながる取り組みを進めています。今後も関係機関との連携を一層強化し、各健診と健診後の指導を充実するとともに、子育て不安の解消にむけた仲間づくりや学習の場の提供により、育児力を高めていくことが求められます。

医療については、一次医療としての国保勝浦病院、二次医療としての徳島赤十字病院、阿南共栄病院、阿南医師会中央病院などという体制になっています。徳島赤十字病院は、勝浦町を含む南部I保健医療圏（二次医療圏）の中核病院として、救急病院、小児救急、地域医療支援病院、がん診療拠点病院、難病医療協力病院と4疾病5事業※を中心に幅広い医療を担っています。

乳幼児医療の拡大は、アンケート調査でも重視すべき施策のトップにあげられています。その一方で、小児・産婦人科医師の不足は全国的に深刻です。勝浦町においても、全体的に医師不足は否めない状況にあり、乳幼児医療についても、広域的な小児科医療体制の充実を要望する必要があります。

また、医療・保健・福祉・教育の各部門が連携しながら、不妊に対する支援、思春期の健康づくりなどを促進していく必要があります。

※4疾病5事業：4疾病は新生物（癌）、急性心筋梗塞、脳卒中、糖尿病のことをいい、生活習慣病でその他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る自業に関する事項。5事業（救急医療等確保事業）は、へき地医療、救急医療、周産期医療、災害医療、小児医療をいい医療の確保に必要な事業である。

施策目標

保健・医療の充実により、子どもと親の健康を支えます。

主要施策

1 保健サービスの充実

安心して妊娠・出産し、母子が生涯にわたって心身とも健やかに暮らせるよう、疾病の予防と健康づくりの促進に努めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
64	母子保健の知識の普及	母子健康手帳の交付、啓発冊子の配布等により母子保健の知識の普及に努めます。	福祉課
65	健康教育の充実	育児のための知識の習得や健康管理などの情報提供を行うとともに、親となるための自覚を促し、出産後もそれぞれの発達段階に応じた健康教育を実施することにより、健康に育つための子育て支援を行います。	福祉課

66	健康診査の充実	妊婦・乳幼児健康診査、学校健診を充実し、疾病などの早期発見・早期治療、子どもの健全育成につなげます。	福祉課・教育委員会
67	母子保健講座の充実	妊娠期、出産期、乳幼児期のそれぞれの時期に、両親が健康づくりや授乳・食事などについての正しい知識を得て、健康づくりの取り組みを実践できるよう、講座・指導の充実と利用促進を図ります。	福祉課
68	家庭訪問の充実	保健師訪問指導・育児支援家庭訪問事業等により、新生児や健康診査の要指導者、子育て不安のある両親などへの保健師や保育士、母子保健推進員などによる家庭訪問を実施し、母子の健全育成につながるよう努めます。	福祉課
69	健康相談の充実	専門職員の体制強化や、他の専門機関との連携強化などにより、妊産婦や乳幼児の健康に関する相談の充実に努めます。	福祉課
70	歯科健診の充実	各種母子保健事業実施時の歯科保健指導の充実に努めるとともに、フッ素塗布事業の推進を図ります。	福祉課
71	食育の推進	食育については、保健分野、保育園、小中学校のそれぞれにおいて、愛育班との連携のもと、食生活改善推進員などの協力も得ながら、離乳期から学齢期まで、子どもの発達段階に応じたきめ細かな推進を図ります。栄養のバランスや、回数・時間などの食に関する生活習慣の確立と、食文化・マナーなど、「食の学習」に努めます。 現在、教育委員会では、町民に「食育カレンダー」を配布するとともに、給食センターとの協働で「地場産物を活用した 学校給食献立レシピ集」を作成し、中学校の卒業祝いとして配布しています。	福祉課・教育委員会・産業建設課
72	事故防止の啓発の強化	各種母子保健事業実施時などにおいて、乳幼児突然死症候群(SIDS:Sudden Infant Death Syndrome)への対策など、事故防止に関する啓発を図ります。	福祉課
73	予防接種の適切な受診の促進	予防接種の適切な受診を促進していきます。	福祉課
74	小児生活習慣病等の予防の推進	小児生活習慣病の予防に向け、愛育班との連携のもと、母子保健分野と学校保健分野が連携しながら、親子への好ましい生活習慣の指導など、対策を進めます。	福祉課・教育委員会
75	保健衛生の向上	保健所などとの連携のもと、新型インフルエンザなどの感染症やO-157などの食中毒、ダイオキシンなどの環境ホルモンなどに対する衛生対策を推進します。	福祉課
76	思春期保健の強化	母子保健分野と学校保健分野が連携しながら、母性の健康管理についての教育や、性感染症、喫煙・飲酒・薬物乱用防止対策など、思春期保健の強化を図ります。	福祉課・教育委員会

2 医療サービスの充実

母子が必要なときに適切な治療を受けることができるよう、不妊医療、周産期医療、小児医療、小児救急医療の体制強化を図ります。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
77	不妊医療・周産期医療体制の充実促進 《県事業》	安心して出産できるよう、県における不妊医療、周産期医療の充実を要請していきます。	福祉課
78	小児医療体制の充実促進 《県事業》	身近な地域で安心して小児科診療が受けられるよう、小児医療の充実について、国・県など関係機関に要請していきます。	福祉課
79	小児救急医療の充実	子どもが常に迅速・適切に救急医療を受けられるよう、救急医療体制の充実とそれぞれのネットワークの強化を関係機関に要請していきます。	福祉課



2 教育環境の充実

現状と課題

平成 18 年、教育基本法の改正により、勝浦町民、勝浦町政は、同法や同法に基づき翌年改定された学校教育法、平成 20 年に国が策定した「教育振興基本計画」、さらに、一部実施されている小・中学校・特別支援学校の「新しい学習指導要領」（小学校は平成 23 年度に、中学校は平成 24 年度に完全実施）に基づき、子どもたちに適切な教育を推進していくことが求められます。具体的には、平成 14 年の学習指導要領改訂で導入された「ゆとり教育」による教育時間・内容の厳選は、理念は重要であるものの学力低下傾向を招いたとして見直されました。また、「生きる力を育む教育」という考え方は引き継がれ、「生きる力」の基礎となる言語活動の充実などがうたわれています。新しい学習指導要領に基づき、基礎的・基本的な知識・技能の習得や、思考力・判断力・表現力の育成、学習意欲の向上や学習習慣・生活習慣の確立、豊かな心や健やかな体の育成などに努めていく必要があります。

一方、身体及び知的障害のある児童のほかに、学習障害（LD）※1、注意欠陥／多動性障害（ADHD）※2、高機能自閉症※3 など、発達障害児は増加傾向にあり、町では、こうした子どもたちに対して、障害の早期発見・早期療育、障害児保育・特別支援教育、福祉サービスの提供など、各種支援に努めています。

障害児保育・特別支援教育の面では、保育園、小中学校などで、可能な限り障害児や発達の気になる児童の受け入れ、一人ひとりに「個別の支援計画」を作成し、教育・指導や生活支援などをチームで取り組んでいます。各保育所、小中学校では、特別支援教育コーディネーターを配置し、専門機関である特別支援学校等の支援・協力を受けながら、特別支援学級等の適切な運営に努めています。今後もこうした取り組みを一層推進していくことが求められます。

また、改正教育基本法（平成 18 年）では、「生涯学習の理念」が明記されるとともに、「家庭教育」が幼児・学校教育に先んじるものとして位置づけられました。平成 20 年の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」や、「教育振興基本計画」も、これらの方向に沿いながら、社会全体で子どもを育てるために、家庭や地域の教育力を高めることが改めて強調されています。

勝浦町においても、こうした動向を受け、既存の教育委員会生涯学習・生涯スポーツ講座の充実や、各保育園、学校での体験学習、地域との連携に一層取り組むとともに、学校評議員制度を活用し、学校における教育について点検を行うとともに、地域に根ざした学校としての取り組みを推進していきます。

※1 学習障害（Learning Disabilities）：全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態。

※2 注意欠陥／多動性障害（Attention Deficit/Hyperactivity Disorder）：不注意、多動性、衝動性などの一定の診断項目が6か月以上続く状態。

※3 高機能自閉症：知的発達の遅れを伴わない自閉症。

施策目標

各小中学校がそれぞれの特徴を生かしながら、子どもたちの個性を伸ばし、創造性を育みながら、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を培う教育を推進する一方で、障害児や発達障害の気になる児童、障害のある育児者への総合的な支援に努めます。また、明日の勝浦町を築く豊かな心の育成をめざし、地域の自然や人々といった資源を活かしながら、子どもたちの多様な生涯学習機会の創出に努めます。

主要施策

1 学校教育の充実

豊かな心を持ち、自ら学ぶ力と社会の変化に主体的に対応するたくましい人間の育成をめざし、各学校がその特質を生かした教育を推進します。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
80	基礎学力の定着	指導内容や指導方法の工夫改善に努めながら、基礎的・基本的な学力の定着を図ります。	教育委員会
81	情報教育の推進	パソコンなど情報機器を操作する基礎能力を育成するとともに、あふれる情報を整理し十分に活用できる人材の育成に努めます。	教育委員会
82	英語教育の充実	文部科学省の指定を受けて「英語教育改善のための調査研究事業」(3年間の補助事業)を平成21年4月から、生比奈・横瀬小学校、勝浦中学校で週2日半、指導助手も入り、実施しています。聞く・話すという英語教育の充実に努めます。	教育委員会
83	人権教育・福祉教育の推進	他人の痛みを理解し、あらゆる人権を尊重する心を持った児童の育成をめざして、人権教育を推進します。	教育委員会
84	健康、体力の維持増進	子どもの健康、体力の増進のため、地域、家庭、医療機関等と連携し、診断・教育・相談等、学校保健を充実します。	教育委員会
85	不登校やいじめなどへの対応	地域、家庭、学校が連携しながら、スクールカウンセラーや心の相談員などによる相談事業により、不登校やいじめを受けた児童・生徒、親への適切な指導に努めます。また、不登校などの児童・生徒に対して、気軽に通級できる教室の設置や保健室登校などの柔軟な運営に努めるとともに、ボランティアによる支援を促進します。	教育委員会
86	教員の資質の向上	教員の資質の向上を図るため、各種研修の充実に努めます。	教育委員会
87	開かれた学校づくりの推進	社会人講師制度や、地域の人とのふれあう機会を積極的に取り入れるなど、開かれた学校づくりに努めます。保護者・住民が学校運営に参画し、地域ぐるみで子どもの教育に当たることができるよう、充実に努めます。	教育委員会
88	安全な学校づくりの推進	安全な学校づくりのために、防犯設備等の充実に努めるとともに、警察、PTA、ボランティアなどの協力を得ながら、通学時などの安全確保に努めます。	教育委員会
89	教育施設・設備の充実と有効活用	勝浦中学校の改築など、老朽化した施設等の更新や、教育機器の整備・充実に努めます。	教育委員会
90	学校施設の開放	グラウンド、体育館など、学校施設を開放し、地域の人々との交流を促進します。	教育委員会

平成 18 年に教育基本法に加えられた「義務教育の目的」(第 5 条第 2 項)

各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う

平成 19 年に学校教育法に加えられた「義務教育の目標」(第 21 条)

1. 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
2. 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
3. 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
4. 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
5. 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
6. 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
7. 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
8. 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
9. 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
10. 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

「生きる力」とは

- 1 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- 2 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- 3 たくましく生きるための健康や体力

小中学校の新しい学習指導要領のポイント

- (ア) 言語活動の充実
- (イ) 理数教育の充実
- (ウ) 伝統や文化に関する教育の充実
- (エ) 道徳教育の充実
- (オ) 体験活動の充実
- (カ) 外国語教育の充実
- (キ) 新しい時代に対応した教育の充実

2 障害児への支援の充実

障害や発達の遅れなどの早期発見、早期療育に努めるとともに、地域の保育・教育施設で障害のある子を積極的に受け入れ、充実した保育・教育を進めます。また、障害のある子や育児者が在宅で安心して暮らし続けられるよう支援を強化します。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
91	障害・発達の遅れ等の早期発見・早期療育	乳幼児健診などで、障害・発達の遅れ等の早期発見に努めます。	福祉課
92	各療育機関の充実の促進	各療育機関の療育メニューの充実や、指導員の知識・技術・資質の向上などを促進します。また、これら療育機関と、町の各セクションとの連携の強化に努めます。	福祉課
93	障害児保育・特別支援教育の充実	各保育園・小中学校で障害児や発達上気になる児童を受け入れ、児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援が行えるよう、受け入れ意識の高揚、保育・教育内容・技術の研修、補助員など人員の充実、施設の充実などに努めます。	福祉課・教育委員会
94	在宅生活の支援の強化	障害のある子や育児者の在宅生活を支援する福祉サービスの充実と活用促進に努めます。また、障害のある子を持つ親の会や障害児を支援する各種ボランティアの育成に努めます。	福祉課

3 生涯学習の推進

保育園、学校などが、地域の協力を得ながら、各施設の特色を生かした多様な体験機会の充実を図るとともに、各種地域活動を通じて子ども同士の連帯感を養成し、地域住民としての意識づくりを促進します。また、文化や芸術に子どもたちが親しめる環境をつくり、スポーツ活動を中心とした健康づくり、体力づくり、仲間づくりを進めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
95	体験教育・体験保育の積極的な導入	各保育・教育施設では、自然体験、生活体験、社会体験の学習機会の積極的な導入に努めます。	福祉課・教育委員会
96	環境学習活動の促進	自然と親しむ活動を通じて、環境への理解を深め、環境を守ろうとする心と態度の育成に努めます。	教育委員会
97	福祉体験活動の促進	社会福祉協議会やボランティア団体、福祉施設などの協力を得ながら、お互いに助け合うことの大切さを学ぶ福祉体験機会の充実を図ります。	教育委員会
98	生活体験活動の促進	家庭でのお手伝いや、就業体験、料理体験など、年齢に応じた生活体験活動の促進を図ります。	教育委員会
99	生涯学習活動への子どもの参加の促進	体験機会の多様化と体験の質の向上を図るため、生涯学習分野での子どもや親子を対象とした体験講座・イベントの充実を図ります。	教育委員会
100	こども会活動の活性化	リーダーの育成や活動の充実などにより、こども会活動の活性化を図り、同年齢・異年齢の子どもとの交流を促進します。	教育委員会
101	多様な地域活動の促進	各地域に古来から伝わる伝統的なまつりや各種イベント、ボランティア活動や青少年活動など、子どもたちの積極的な地域活動への参加を促進します。	教育委員会

102	多様な文化・芸術活動の促進	学校のクラブ活動や課外活動、各地域の生涯学習活動などを通じて取り組まれてきた子どもたちの文化・芸術活動を引き続き促進していきます。	教育委員会
103	スポーツ少年団活動の活性化	スポーツを通じて豊かな心と健康でたくましい体を育むことを目的として、スポーツ少年団の活動を促進します。そのために、指導者の養成と資質の向上を図ります。	教育委員会
104	競技スポーツの振興	子どもが参加できる競技スポーツを拡大したり、スポーツ選手の講演や練習を積極的に誘致したりして、子どもたちがスポーツにあこがれを持ち、意欲的に取り組む機会の充実に努めます。	教育委員会
105	スポーツ教室の拡大・充実	スポーツ教室の充実と多様化を図り、スポーツ体験の幅を広げます。	教育委員会
106	総合型地域スポーツクラブ(K-Friends)の拡充	子どもから高齢者まで多様な年代の町民が、初心者から上級者まで、いろいろなメニューを選んでともに楽しめる自主的なスポーツクラブである総合型地域スポーツクラブについて、「K-Friends」の普及を図ります。	教育委員会



3 生活環境の整備

現状と課題

子どもは災害や犯罪、交通事故の被害者になりやすく、小さな子どもを連れた親は街に出ると、歩道のない道路や段差など、様々な障害に出会います。また、日々の暮らしの基本となる住まいは、子どもが生活しやすく、子育てがしやすい環境であることが求められます。このような様々な生活環境に配慮された、子どもにやさしいまちづくりを進めることが求められます。

一方で、勝浦町には、四国山脈東端に位置する山々や、その裾野に広がる田畑、清流勝浦川など身近に多くの自然が残っています。また、休日などに家族でゆっくり過ごせるあじさいランド美粧園、やすらぎの森、ふれあいの里さかもとなどがあり、勝浦町体育館、星谷運動公園、前川キャンプ場などスポーツ施設も各地域に整備されています。

しかし、「乳幼児の遊び場」には、依然、強い町民ニーズが寄せられています。テレビ・ゲームなど室内遊びの隆盛、塾・習い事時間の拡大などにより、子どもたちが地域で遊ぶ時間が減少しています。

遊びや地域での活動を通じて得た体験は、人生のかけがえのない財産であり、子どもの人格形成に大変重要なものです。安全で魅力的な遊び場をより多く確保し、みんなで楽しく遊ぶ機会の拡大を図ることが求められます。

施策目標

子育てバリアフリーのまち、防災や防犯、交通安全などの面で安心して子育てできるまちをめざすとともに、子ども同士や親子連れで、楽しく遊べる遊び場の確保を図ります。

主要施策

1 子どもにやさしいまちづくりの推進

子どもや子育てにやさしい住宅の普及を促進するとともに、子どもや妊産婦、親子連れが安心してまちに出て、社会参加できるまちづくりを進めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
107	子育て支援設備の整備	親子連れでも安心して利用できるよう、公共公益建物等において、ベビーカーで利用できるスロープ、エレベーター等の整備、設置を促進します。	全課

2 安全・安心の確保

子どもに最大限配慮した防災・防犯・交通安全対策を推進します。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
108	交通安全施設等の整備	子どもの交通事故防止に向け、交通量が多い道路や事故の多発している道路、通学通園路等を中心に、交通安全看板など、各種交通安全施設等の整備・拡充を図ります。	産業建設課・教育委員会

109	交通安全意識の高揚	子どもへの交通安全教育の充実を図ります。また、大人に対して、子どもの事故被害の危険性を積極的に広報します。	住民課
110	子どもに配慮した防災対策の推進	保育園・学校などでの防災訓練、防災教育を充実するとともに、避難・救助・情報提供など各分野で子どもに配慮した防災対策に努めます。	総務税務課・教育委員会・福祉課
111	子どもに配慮した防犯体制の強化	子どもの犯罪被害防止に向け、防犯灯の充実や地域での見守りの啓発など、防犯体制の強化を図ります。特に、子ども110番の家について、協力家庭・事業所の拡大を図るとともに、制度の趣旨を町民に周知していきます。	総務税務課・教育委員会

3 屋外活動の場の充実

自然環境を生かしながら、子どもたちが思いっきり駆け回ったり、スポーツを楽しめる、遊び場・活動の場を充実します。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
112	身近な活動の場の充実	子どもたちに身近な公園の整備とその適正な維持管理に努めます。また、校庭の遊び場としての活用を図ります。	全課
113	屋外スポーツ施設の充実	グラウンド、テニスコートの屋外スポーツ施設の充実に努めます。	教育委員会

4 屋内活動の場の充実

子どもの屋内活動の拠点として、また、季節や天候に関係なく思いっきり遊べる場として、既存の図書館や体育館などの充実と遊休施設の活用を進めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
114	地域での屋内遊びの場の拡充	子ども同士や親子連れで気軽に来て遊べる地域の屋内遊びの場の拡充を図ります。	福祉課
115	図書館機能の充実	子ども向け蔵書等の充実や、施設・設備の定期的な更新と情報ネットワーク化、読み聞かせボランティアの活性化などにより、図書館の充実に努めます。	教育委員会
116	博物館機能の充実	民俗博物館の充実や恐竜の里、四国霊場第20番札所鶴林寺などにより、子どもたちが郷土の歴史や文化にふれ、体験しながら学べる環境の充実に努めます。	教育委員会
117	屋内スポーツ施設の充実	町民体育館などの屋内スポーツ施設の充実に努めます。	教育委員会

4 青少年の健全育成と権利・意見の尊重

現状と課題

性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト類が販売されていることに加え、インターネットをはじめとしたメディア上の有害情報について、子どもに対する悪影響が懸念されています。このため、関係機関、学校、家庭、地域が連携して有害環境対策を進めていく必要があります。

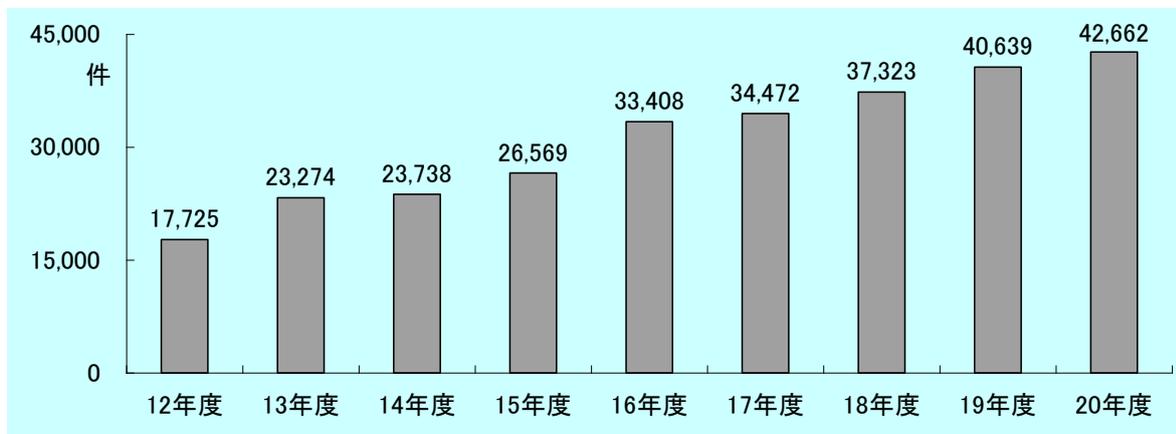
一方で、子どもの尊厳を守り、生存、保護、発達などの権利を国際的に保障、促進する「児童の権利に関する条約」が1989年、国連総会で採択され、わが国では1994年に批准しています。勝浦町でもこの条約の周知を図り、子どもを尊重したまちづくりを進める必要があります。

しかし、児童虐待相談対応件数は、依然、急増を続けています。児童虐待は、身体的な影響に加え、心的外傷（トラウマ）などの精神的な影響をもたらし、将来の人格形成に大きな影響を及ぼします。

勝浦町においても、虐待の早期発見・対応に努めるとともに、地域子育て支援活動の展開により、虐待の未然防止を図ることが求められます。

また、子どもを尊重したまちづくりのためには、子どもの意見を町政に積極的に反映させることが大切です。それが、子どもたちがまちについて考える機会を与え、将来のまちを担う人材育成にもつながると考えられます。

【参考】全国の児童虐待相談対応件数



資料：厚生労働省

施策目標

子どもを取り巻く有害環境対策の推進を図るために、関係機関・学校・地域・家庭の連携を深め、子どもを健全に育成できる環境づくりに努めるとともに、子どもの人権や意見を最大限大切にしたまちづくりを進めます。

主要施策

1 青少年の健康で安全な生活の確保

地域社会の連携により非行などの問題行動の予防や対応、子どもを取り巻く有害環境対策に取り組みます

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
118	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	心身の発達における健康で安全な生活を送るための基礎を養うため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において健康で安全な生活を送る態度を育成する教育を進めます。 また、警察や医療機関等の関係機関と連携した研修を行い、児童生徒の健康で安全な生活を築こうとする態度の育成と保護者への啓発に努めます。	福祉課・教育委員会
119	有害環境対策推進	一般書店やコンビニエンスストア等で販売されたり、テレビやインターネット等のメディアで流される性や暴力等の有害情報は、非行や犯罪など子どもに対する悪影響が懸念されることから、関係機関・団体・PTA・ボランティア等の地域住民と連携・協力して、関係団体に対する働きかけを行います。	教育委員会

2 子どもの権利・意見を尊重するまちづくり

子どもの人権について、多様な啓発活動を推進するとともに、子どもも町民の一人として、主体的に社会参画できるよう、まちづくりに子どもの意見を反映する仕組みづくりに努めます。

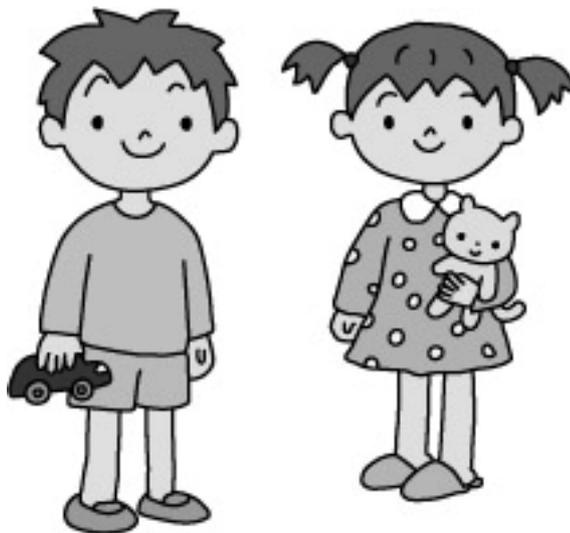
通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
120	広報・啓発の推進	「児童の権利に関する条約」に基づいた、子どもの人権が尊重されるまちづくりをめざして、あらゆる媒体・機会をとらえ広報啓発を図ります。	教育委員会
121	権利擁護活動の促進	町民による、子どもの人権を守るための活動を促進します。	福祉課
122	地域活動への子どもの意見の反映	子ども会の地域活動は、子ども主体の取り組みとなるような仕組みづくりに努めます。	教育委員会

3 児童虐待の防止と早期対応

児童虐待の防止のため、保護者の悩みなどの軽減を図るとともに、早期発見・早期対応の体制づくりを促進します。

通番	細項目	具体的な取り組み	関係課
123	親の心の健康づくりの促進	子育ての悩みに関する親同士の相談や交流などの場を積極的に提供するとともに、利用を促進し、虐待の未然防止につなげます。また、精神科医の協力を得たところの相談などにより、親の心の健康(メンタルヘルス)の維持・増進を図ります。	福祉課
124	見守りネットワークの充実	子ども相談センター、福祉、保健、教育の各機関・施設、民生児童委員などが連携しながら、児童虐待防止と適切な対応に努めます。	福祉課

125	虐待通告義務の周知	虐待発見者の通告義務について、保育園、学校等の児童施設を含め、広く町民に周知し、虐待の早期発見に努めます。	福祉課
126	児童の適正な保護の促進	要保護児童を早期に発見し、警察や子ども相談センターと連携した一時保護、乳児院・児童養護施設等への入所、里親による保護など適切な対応に努めます。	福祉課



第7章 数値目標の設定

7-1 保育サービスの数値目標

1 実施箇所数の目標

	21年度実績※	前期計画 21年度目標	26年度目標	29年度目標
長時間保育（18時まで）	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所
延長保育（18時30分まで）	0カ所	2カ所	2カ所	2カ所
夜間保育（22時まで）	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所
トワイライト	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所
休日保育	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所
病児病後児保育	0カ所	2カ所	2カ所	2カ所
放課後学童クラブ	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所
一時預かり	0カ所	0カ所	1カ所	1カ所
地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）	1カ所 (センター型経過措置1カ所)	1カ所 (センター型経過措置1カ所)	1カ所 (センター型1カ所)	1カ所 (センター型1カ所)
ファミリーサポートセンター	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
ショートステイ	0カ所	1カ所	1カ所	1カ所

2 1日平均利用人数の目標

	21年度実績※	前期計画 21年度目標	26年度目標	29年度目標
保育園0～2歳	27人	42人	28人	24人
保育園3歳以上	113人	138人	84人	74人
保育園合計	140人	180人	112人	98人
認可外保育園0～2歳	0人	0人	0人	0人
認可外保育園3歳以上	0人	0人	0人	0人
認可外保育園合計	0人	0人	0人	0人
幼稚園（幼児園）	0人	0人	0人	0人
長時間保育	140人	180人	112人	98人
延長保育	0人	18人	20人	18人
夜間保育	0人	0人	0人	0人
トワイライト	0人	0人	0人	0人
休日保育	0人	0人	0人	0人
放課後児童クラブ（小1～3）	44人	57人	50人	49人

3 年間延利用日数の目標

	21年度実績※	前期計画 21年度目標	26年度目標	29年度目標
病児病後児保育	0人日/年	730人日/年	105人日/年	92人日/年
一時預かり	0人日/年	0人日/年	2956人日/年	2589人日/年

※ 平成21年度実績は、4月現在の数値。

7-2 計画における重点目標

本計画を推進していくために、「お互いに思いやりのある共生のまちづくり」を基本理念に据え、3つの基本目標を定めました。勝浦町では、関係機関と連携して、特に力を入れて行う「重点目標」（重点化事業）を次のように位置付けました。

●基本目標1：総合的な子育て支援を充実します

- 多様なニーズに対応した保育の拡充（延長保育、病児・病後児保育の実施）
- 医療費の助成（乳幼児医療費助成事業）

●基本目標2：地域全体で子どもの成長を支えます

- 地域子育て機能の強化（子育てサークルの活動支援）
- 子育てを支援する人材の育成（地域活動の人材の育成・確保）

●基本目標3：子どもの視点、子どもの権利を最大限に尊重します

- 保健サービスの充実（食育の推進）
- 生涯学習の推進（総合型地域スポーツクラブの普及）

第8章 実現に向けて

本計画の実現に向けて、家庭、地域、事業所、行政、関係機関等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携、協力を図りながら、勝浦町の将来を担う子どもたちが健やかに成長し、子どもをもちたい人が安心して子どもを産み楽しく育てることができるよう、子育て支援の取り組みを社会全体で進めていきます。

8-1 計画の実現に向けた役割

1 家庭の役割

子どもにとって家庭は、憩いや安らぎを得ることができる、生活や人生の基本となる場であり、その安定に努めます。また、基本的な生活習慣や生活能力、他人に対する思いやり、善悪の判断能力などのしつけについても、家庭の最も重要な役割のひとつであることを再認識し、その役割を果たすよう努めます。

さらに、男女が共同して育児や家事を行うとともに、子どもも家族の一員としてその役割を果たすなど、互いに助け合えるなどの家庭機能の充実に努めます。

2 地域の役割

子どもは生活の中で多くの人や物に触れ、次々と新しいことを体験しながら育っていきます。地域は、子どもにとって家庭に次ぐ身近な生活の場であり、保護者にとっても身近で重要な子育ての場です。

あいさつや声かけ、地域や自治会の活動など、できることを通じて、子どもも大人もみな積極的に地域に関わり、地域社会の子育て機能の強化に努めます。

3 事業所の役割

町内の事業所は、具体的な目標を定めた次世代育成支援一般事業主行動計画を策定し、育児休業制度の定着、就労時間の短縮、妊産婦の健康管理の充実などに努め、「男性も含めた働き方の見直し」の視点を尊重しながら、子育て家庭に配慮した就労環境づくりの一端を担います。また、地域の一員として、子どもの健全育成や子育て支援の取り組みに対して、積極的に協力していきます。

4 行政等の役割

次世代育成支援特定事業主行動計画に基づき、率先した取り組みを進めていきます。勝浦町次世代育成支援後期行動計画については、その策定主体として、計画内容を広く町民に周知・啓発するとともに、庁内の関連各課をはじめ、国・県、地域、事業所、家庭などと連携・協力しながら各種施策を計画的に推進していきます。また、国・県に対して、次世代育成に関わる補助制度などの一層の充実を要望していきます。

8-2 計画の推進体制

1 庁内推進体制の確立

当計画は、福祉、教育、雇用、生活環境など、幅広い分野に関わりがあり、計画を総合的、横断的に進めるため、関連各課の綿密な連絡調整に努めます。また、計画の進捗状況を定期的に点検します。

2 住民参画の促進

当計画の実現に向けて、各施策の企画・推進にあたり、住民参画を促進するとともに、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子育てや子どもに携わる会議において、計画の進捗状況を報告するとともに、施策・事業の推進・見直しを図ります。

資 料

1. アンケート調査について

1-1 目的

本意識調査は、子育てを社会全体で支援し、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めるため、町民が日常どのように子育てし、どのようなニーズを持っているのかを明らかにし、「勝浦町次世代育成支援行動計画(前期計画)」見直しの基礎資料とするために実施しました。

1-2 配布・回収の状況

調査票は、厚生労働省のモデル案をベースに勝浦町独自の設問項目を追加した「就学前児童の保護者用」「小学生の保護者用」の2種です。

調査は平成21年1月に郵送で実施しました。配布・回収の状況は以下の通りです。

配布・回収の状況

種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者用	166	94	56.6%
小学生の保護者用	207	112	54.1%
合計	373	206	55.2%

1-3 分析上の留意点

設問のなかには前問に答えた人のみが答える「限定設問」があり、表中の「回答者数」が全体より少なくなっています。また、設問には1つのみ答えるもの（シングルアンサー）と複数回答のもの（マルチアンサー）があり、マルチアンサーの設問では、表記の割合の合計は100%を超えます。

また、割合は選択肢ごとに小数第1位で四捨五入しているため、その割合の合計は100%にならないところがあります。

2. アンケート調査結果の概要

2-1 総合的な子育てを充実します

(1) 平日の保育サービス

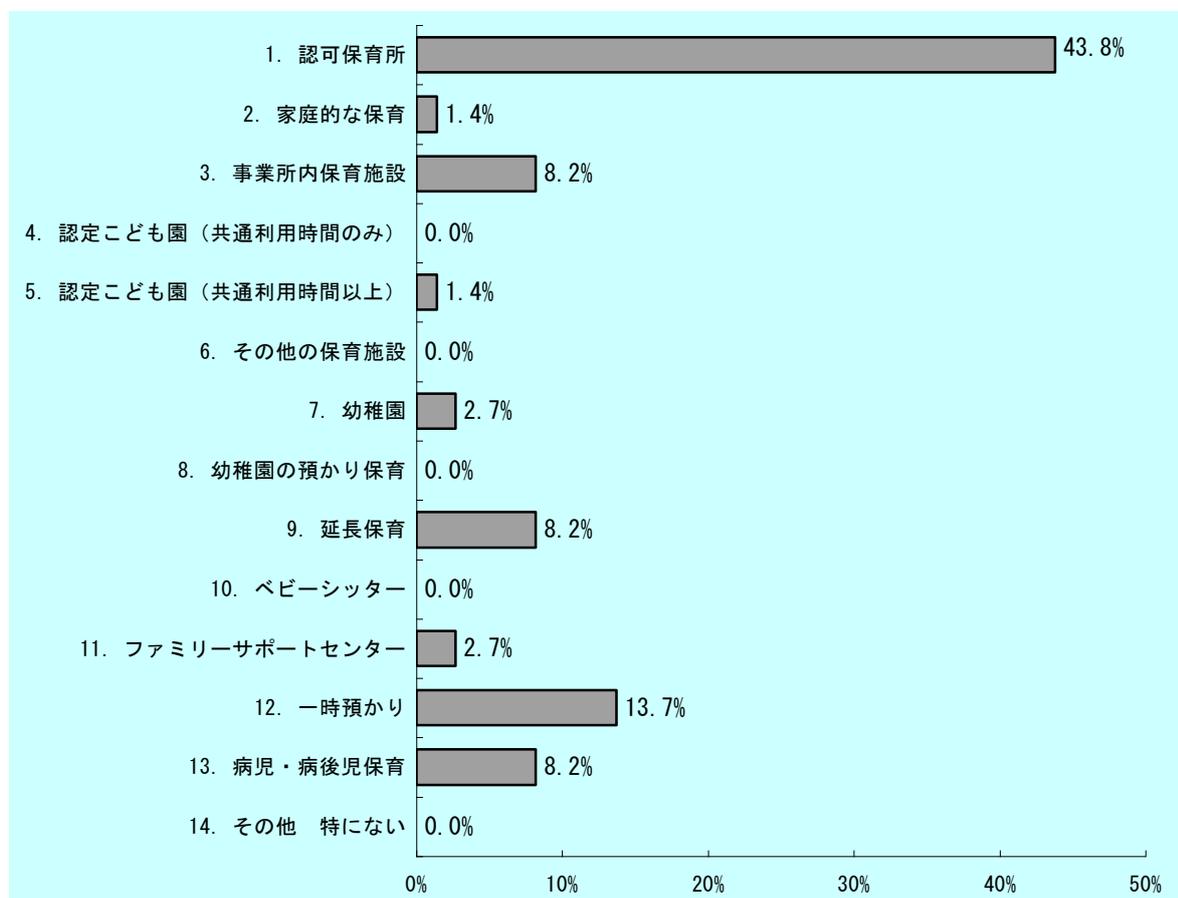
就学前児童で「今は利用していないができれば利用したい、あるいは足りていないと思う保育サービス」を選んだ方において、今後希望する平日の保育サービスは、43.8%の方が「保育所」の保育サービスを希望しています。その他では、「一時預かり」が13.7%、「事業所内保育施設」「延長保育」「病児・病後児保育」などが8.2%などとなっています。

保育サービス等の利用を希望する理由としては、「現在就労しているから」が39.7%、「そのうち就労したいと考えている」が23.3%と高くなっています。「就労予定がある・求職中である」(12.3%)、「現在就労しているが、もっと日数・時間を増やしたい」(9.6%)まで含めれば84.9%と多数を占めていますが、「就労していないが、子どもの教育などのために預けたい」が4.1%ありました。

注：アンケートでは「保育所」としています。以下同。

■図表 1-1 今後希望する保育サービス（平日）＜就学前児童＞

{複数回答、無/誤回答除く}



■図表 1-2 保育サービスを利用したい理由（平日）〈就学前児童〉

区 分	データ数	構成比
1. 現在就労しているから	29	39.7%
2. 現在就労しているが、もっと日数や時間を増やしたい	7	9.6%
3. 就労予定がある／求職中である	9	12.3%
4. そのうち就労したいと考えている	17	23.3%
5. 就労していないが、子どもの教育などのために子どもを預けたい	3	4.1%
6. 家族・親族などを介護しなければならない	0	0.0%
7. 病気や障害を持っている	0	0.0%
8. 学生である／就学したい	0	0.0%
9. その他	3	4.1%
無／誤回答	5	6.8%
合 計	73	100.0%

（2）土曜日、日曜日・祝日の保育サービス

また、就学前児童で、土曜日、日曜日・祝日の保育サービスの利用ニーズでは、土曜日は「ほぼ毎週利用したい」、「月1～2回利用したい」という方が37.2%みられます。一方、日曜日・祝日は14.9%と低くなっています。

■図表 1-3 土曜日、日曜日・祝日の保育サービスの利用希望（土曜日）〈就学前児童〉

区 分	データ数	構成比
1. ほぼ毎週利用したい	17	18.1%
2. 月に1～2回は利用したい	18	19.1%
3. 利用希望はない	56	59.6%
無／誤回答	3	3.2%
合 計	94	100.0%

■図表 1-4 土曜日、日曜日・祝日の保育サービスの利用希望（日曜日・祝日）〈就学前児童〉

区 分	データ数	構成比
1. ほぼ毎週利用したい	5	5.3%
2. 月に1～2回は利用したい	9	9.6%
3. 利用希望はない	76	80.9%
無／誤回答	4	4.3%
合 計	94	100.0%

（3）放課後児童クラブの利用

就学児童の放課後児童クラブの利用については、現在利用していない方のうち9.5%の方が利用希望を持っています。利用を希望する理由としては、無回答を除くと「現在就労している」(3.2%)、「そのうち就労したいと考えている」(2.1%)、「就労していないが、放課後を他の子どもとともに過ごすために預けたい」(2.1%) などとなっています。

土日の利用希望については、無回答を除くと「ある」の4.2%に対して、「ない」が2.1%となっています。

■図表 1-5 放課後児童クラブの利用希望の有無（平日）＜就学児童＞

区 分	データ数	構成比
1. 利用したい	9	9.5%
2. 今後も利用しない	82	86.3%
無／誤回答	4	4.2%
合 計	95	100.0%

■図表 1-6 放課後児童クラブを利用したい理由（平日）＜就学児童＞

区 分	データ数	構成比
1. 現在就労している	3	3.2%
2. 就労予定がある／求職中である	0	0.0%
3. そのうち就労したいと考えている	2	2.1%
4. 家族・親族などを介護しなければならない	1	1.1%
5. 病気や障害を持っている	0	0.0%
6. 学生である／就学したい	0	0.0%
7. 就労していないが、放課後を他の子どもとともに過ごすために預けたい	2	2.1%
8. その他	1	1.1%
無／誤回答	86	90.5%
合 計	95	100.0%

■図表 1-7 放課後児童クラブの利用希望の有無（土日）＜就学児童＞

区 分	データ数	構成比
1. ある	4	4.2%
2. ない	2	2.1%
無／誤回答	89	93.7%
合 計	95	100.0%

（４）子育て支援サービスに関するニーズ

①お子さんが病気のなどの時の対応

就学前及び就学児童で、この１年間にお子さんが病気や・ケガで通常の保育サービスが利用できなかったことが「あった」とした方は、就学前児童で76.2%。就学児童で50.0%となっています。

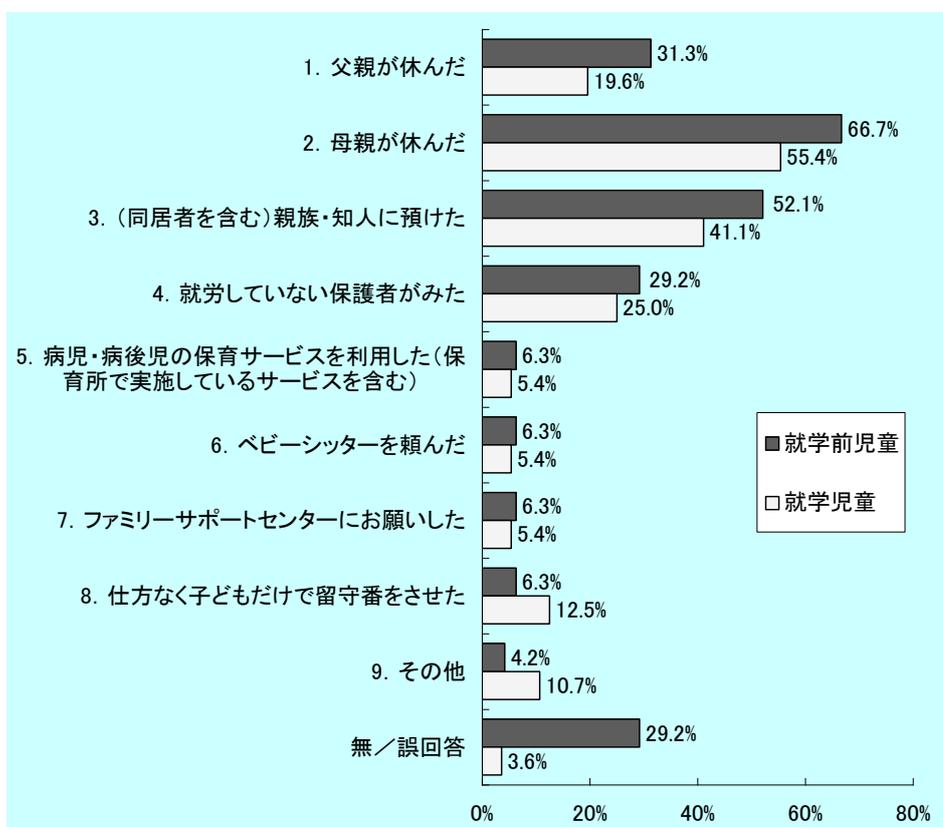
また、この１年間の対処法としては、両者とも「母親が休んだ」割合が最も高く、就学前児童で66.7%、就学児童で55.4%となっています。

■図表 1-8 病気やケガによる通常保育サービスの未利用＜就学前児童（左）＞＜就学児童（右）＞

区 分	データ数	構成比	区 分	データ数	構成比
1. あった	48	76.2%	1. あった	56	50.0%
2. なかった	13	20.6%	2. なかった	50	44.6%
無／誤回答	2	3.2%	無／誤回答	6	5.4%
合 計	63	100.0%	合 計	112	100.0%

■図表 1-9 その場合の対処方法<就学前児童 N=48人>及び<就学児童 N=56人>

{複数回答}



②お子さんの一時預かり

就学前及び就学児童で、この1年間で私用(買物、習い事、スポーツ、会合、美容院など)やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や子どもの親の病気、あるいは就労のため、該当のお子さんを家族以外の誰か(毎日通所している保育所以外)に一時的に預けたことについて、「ない」とした方は、就学前児童で80.9%。就学児童で75.0%となっています。

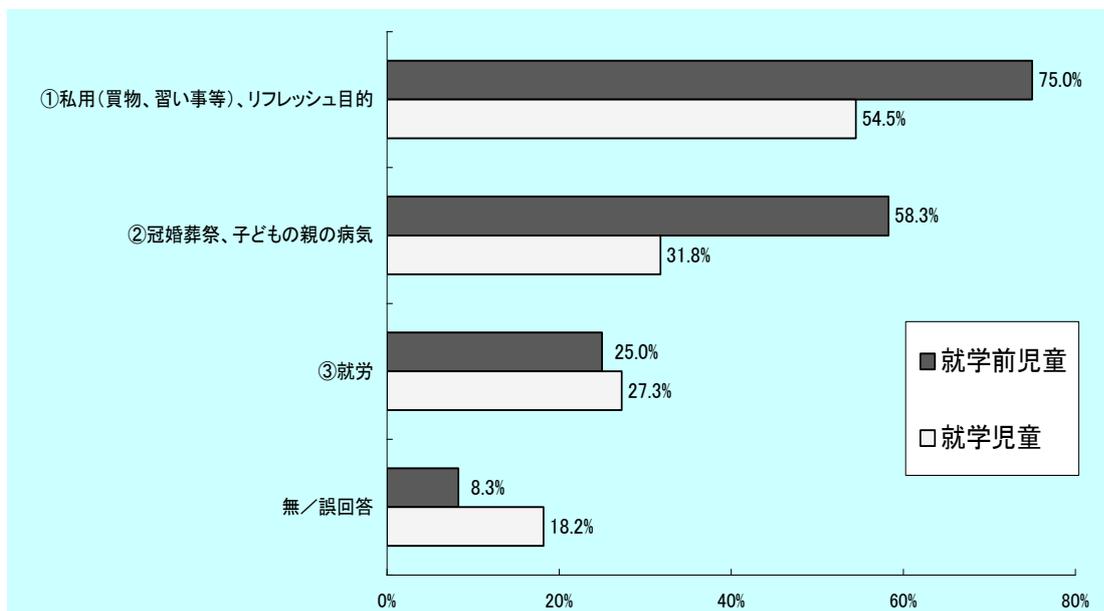
また、「ある」とした方で、預けた理由は「私用(買物、習い事等、リフレッシュ目的)」の割合が最も高く、就学前児童で75.0%、就学児童で54.5%となっています。

■図表 1-10 お子さんの一時預かり<就学前児童(左)><就学児童(右)>

区分	データ数	構成比	区分	データ数	構成比
1. ある	12	12.8%	1. ある	22	19.6%
2. ない	76	80.9%	2. ない	84	75.0%
無/誤回答	6	6.4%	無/誤回答	6	5.4%
合計	94	100.0%	合計	112	100.0%

■図表 1-11 その場合の対処方法<就学前児童 N=12人>及び<就学児童 N=22人>

{複数回答}



③お子さんの宿泊を伴う一時預かり

就学前及び就学児童で、この1年間に、保護者の用事などにより、お子さんを泊りがけで家族以外に預けなければならないことが「あった(預け先が見つからなかった場合含む)」とした方は、就学前児童で8.5%。就学児童で6.3%となっています。

また、この1年間の対処法としては、両者とも「親族・知人に預けた」割合が、就学前及び就学児童とも100.0%となっており、「保育サービスを利用した」「仕方なく子どもも同行させた」「仕方なく子どもだけで留守番させた」の回答はありませんでした。

■図表 1-12 お子さんの宿泊を伴う一時預かり<就学前児童(左)><就学児童(右)>

区 分	データ数	構成比	区 分	データ数	構成比
1. あった	8	8.5%	1. あった	7	6.3%
2. なかった	82	87.2%	2. なかった	100	89.3%
無/誤回答	4	4.3%	無/誤回答	5	4.5%
合 計	94	100.0%	合 計	112	100.0%

2-2 地域全体で子どもの成長を支えます

(1) 妊娠・出産・育児についての不安や悩み

就学前児童を持つ保護者では、妊娠・出産・育児について不安があったかという質問に対しては、「あった」25.5%、「ややあった」45.7%を合わせると、何らかの不安があった保護者が約7割を占めています。

夫の援助や家庭環境、職場の理解や対応については、「満足」、「やや満足」とした人が半数を超えています、「不満」、「やや不満」とした人も2～3割います。

子育てに関する悩みや不安の内容としては、就学前児童、就学児童とも「子どもの性格やくせ」「子どもの友人づきあい(いじめ等を含む)」「子どもを叱りすぎているような気がする」が約4～5割で上位を占めています。ただ、「子どもの教育」については、就学児童では50.6%で最も高くなっているのに対し、就学前児童では36.7%にとどまっています。

■図表 2-1 妊娠・出産・育児についての不安

区 分	データ数	構成比
1. ない	23	24.5%
2. ややあった	43	45.7%
3. あった	24	25.5%
無/誤回答	4	4.3%
合 計	94	100.0%

(就学前児童)

■図表 2-2 夫の援助や家庭環境

区 分	データ数	構成比
1. 満足	19	20.2%
2. まあ満足	44	46.8%
3. やや不満	18	19.1%
4. 不満	9	9.6%
無/誤回答	4	4.3%
合 計	94	100.0%

(就学前児童)

■図表 2-3 職場の理解や対応

区 分	データ数	構成比
1. 満足	17	18.1%
2. まあ満足	36	38.3%
3. やや不満	19	20.2%
4. 不満	3	3.2%
無/誤回答	19	20.2%
合 計	94	100.0%

(就学前児童)

■図表 2-4 子育ての悩みや不安の有無

区 分	データ数	構成比
1. ある	79	84.0%
2. ない	12	12.8%
無/誤回答	3	3.2%
合 計	94	100.0%

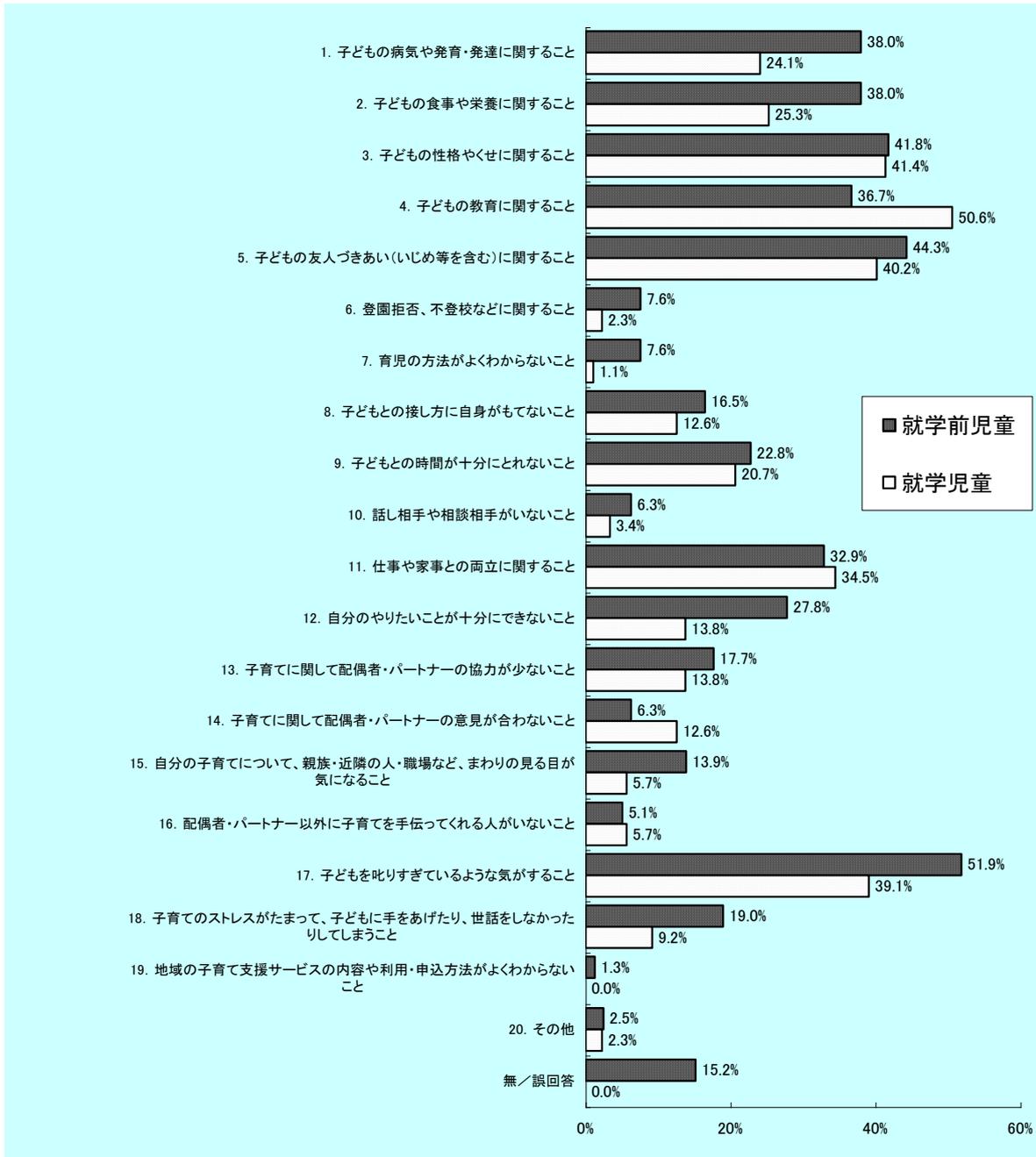
(就学前児童)

区 分	データ数	構成比
1. 持っている	87	77.7%
2. 持っていない	23	20.5%
無/誤回答	2	1.8%
合 計	112	100.0%

(就学前児童)

■図表 2-5 子育ての悩みや不安の内容

{複数回答}



■図表 2-6 子育てサークルへの参加

区分	データ数	構成比
1. 参加している	10	10.6%
2. 時々参加している	22	23.4%
3. 参加していない	60	63.8%
無/誤回答	2	2.1%
合計	94	100.0%

(就学前児童)

■図表 2-7 学校のPTA活動への参加

区分	データ数	構成比
1. 参加している	72	64.3%
2. 時々参加している	33	29.5%
3. 参加していない	3	2.7%
無/誤回答	4	3.6%
合計	112	100.0%

(就学前児童)

(2) 仕事と生活の調和について

育児休業制度の利用については、「利用しなかった」が7割強となっており、父親の利用はわずか1.1%（1人）となっています。

育児休業を利用しなかった理由としては、「仕事を辞めて育児に専念したかったから」「その他」「家族等で見てもらうことができたから」が約2割で高い割合となっています。

仕事と子育ての両立を図るため、職場において最も必要と思うことでは、お父さん・お母さんとも「有給休暇の取得しやすい職場環境づくり」と答えた方が最も高い割合となっています。就学前児童・就学児童においても、「有給休暇の取得しやすい職場環境づくり」と答えた方が最も高い割合となっています。

■図表 2-8 母親または父親が育児休業制度を利用したか

区 分	データ数	構成比
1. 母親が利用した	20	21.3%
2. 父親が利用した	1	1.1%
3. 母親と父親の両方が利用した	0	0.0%
4. 利用しなかった	70	74.5%
無/誤回答	3	3.2%
合 計	94	100.0%

(就学前児童)

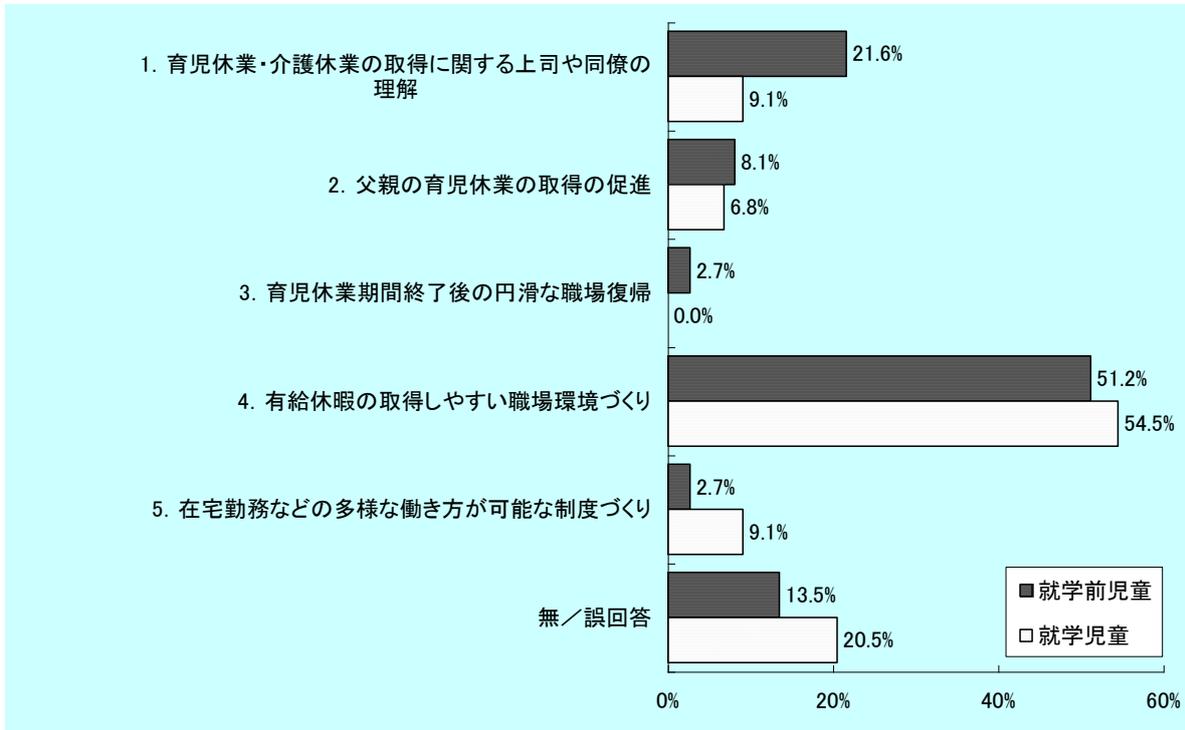
■図表 2-9 育児休業を利用しなかった理由

区 分	データ数	構成比
1. 育児休業を取れることを知らなかったから	1	1.4%
2. 職場に育児休業制度がなかったから	8	11.4%
3. 仕事を辞めて育児に専念したかったから	18	25.7%
4. 育児休業制度が利用しにくい職場環境だから	7	10.0%
5. 早く仕事に復帰したかったから	1	1.4%
6. 育児休業制度の対象とならない雇用形態であったから	7	10.0%
7. 家族等で見てもらうことができたから	13	18.6%
8. その他	14	20.0%
無/誤回答	1	1.4%
合 計	70	100.0%

(就学前児童)

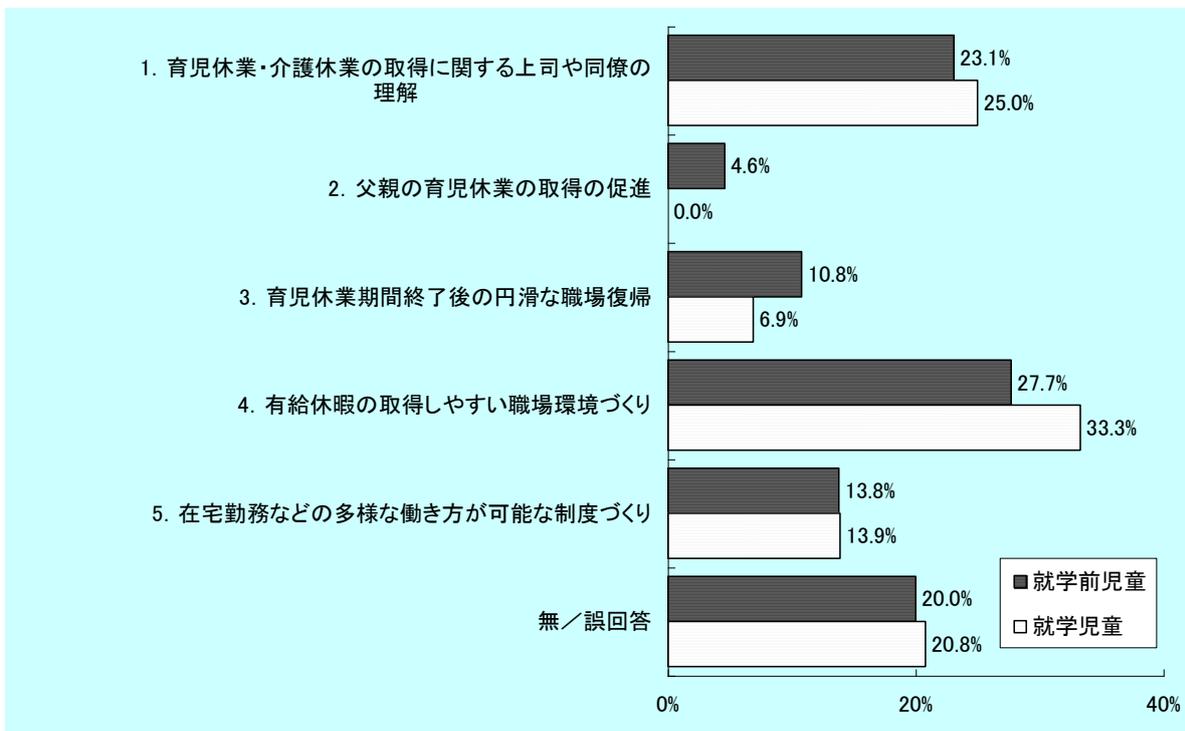
■図表 2-10 仕事と子育ての両立を図るために、職場において最も必要と思われるのものは何か

<お父さん>



■図表 2-11 仕事と子育ての両立を図るために、職場において最も必要と思われるのものは何か

<お母さん>



2-3 子どもの視点、子どもの権利を最大限に尊重します

(1) 子育てについて

子育てについての意識をみると、子育てを楽しんでいる人が多数を占める一方、苦痛を感じたことがある人が2～4割程度いることがわかります。

また、虐待をしているのではと思ったことがあると答えた人も4～5割おり、その場面としては、「感情的な言葉を発してしまった時」が就学前児童で約4割、就学児童で約8割でそれぞれ最も多い割合となっています。

養育者の気持ちや体調については、就学前児童を持つ母親では約3割、父親では約2割の人が、「何らかの不調」を訴えています。また、母親ではそれぞれ2割強の人が、父親では1割強の人が、「何とも言えない」と答えています。

また、ゆったりした気持ちで、子どもと接する時間があるかについては、「はい」と答えた人が、就学前児童、就学児童を持つ母親で6割弱となっています。

保護者の方が、普段子どもとよく話をするか、という質問については、就学前児童、就学児童において、8割前後の人が「はい」と答えています。普段子ども誉めているかについては、就学前児童、就学児童とも、「はい」と「ときどき」を合わせると9割強になります。

■図表 3-1 子育てが楽しいか

区 分	データ数	構成比
1. とても楽しい	30	31.9%
2. まあ楽しい	60	63.8%
3. あまり楽しくない	3	3.2%
4. まったく楽しくない	0	0.0%
無/誤回答	1	1.1%
合 計	94	100.0%

(就学前児童)

区 分	データ数	構成比
1. とても楽しい	36	32.1%
2. まあ楽しい	69	61.6%
3. あまり楽しくない	6	5.4%
4. まったく楽しくない	0	0.0%
無/誤回答	1	0.9%
合 計	112	100.0%

(就学児童)

■図表 3-2 子育てに苦痛を感じることの有無

区 分	データ数	構成比
1. いつも感じる	1	1.1%
2. 時々感じる	38	40.4%
3. あまり感じない	48	51.1%
4. まったく感じない	6	6.4%
無/誤回答	1	1.1%
合 計	94	100.0%

(就学前児童)

区 分	データ数	構成比
1. いつも感じる	0	0.0%
2. 時々感じる	26	23.2%
3. あまり感じない	74	66.1%
4. まったく感じない	11	9.8%
無/誤回答	1	0.9%
合 計	112	100.0%

(就学児童)

■図表 3-3 虐待をしているのではと思ったことの有無

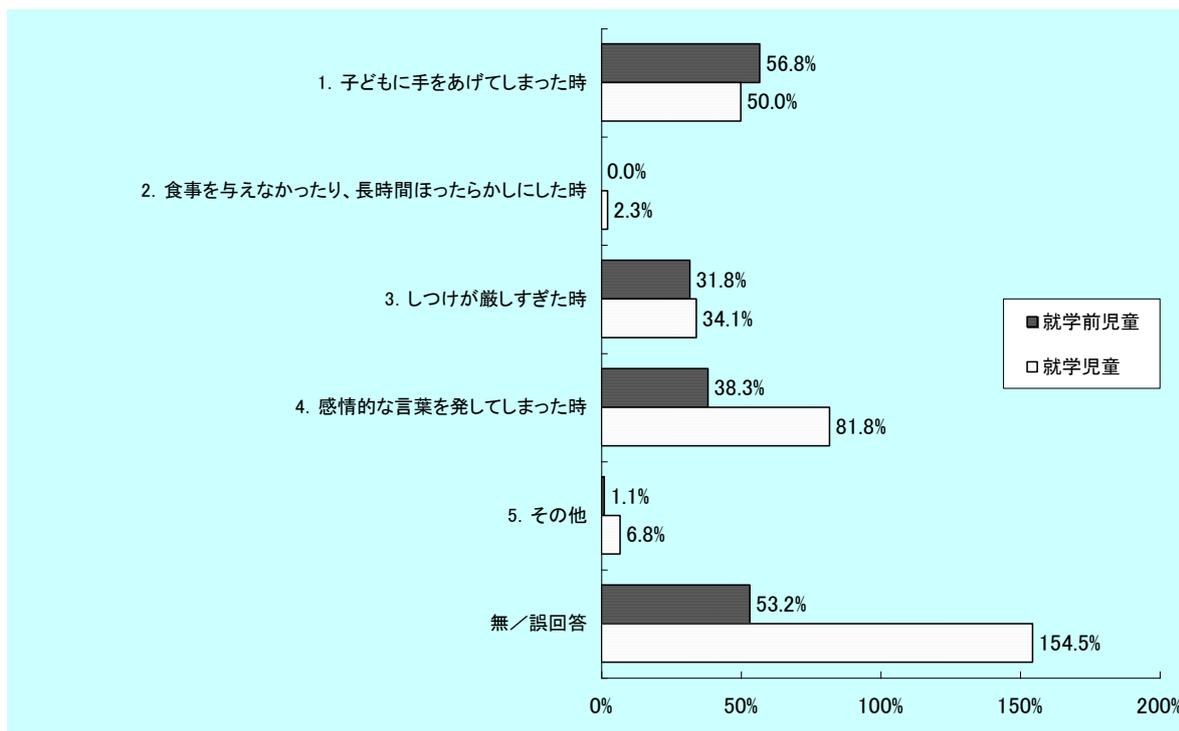
区 分	データ数	構成比
1. ある	44	46.8%
2. ない	49	52.1%
無/誤回答	1	1.1%
合 計	94	100.0%

(就学前児童)

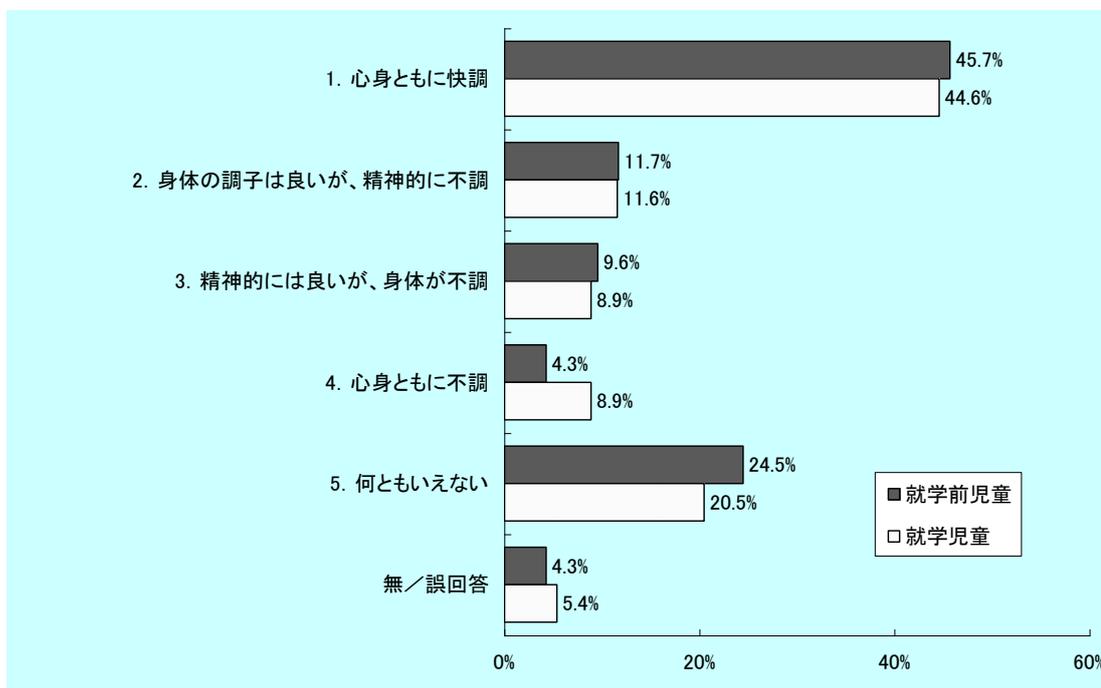
区 分	データ数	構成比
1. ある	44	39.3%
2. ない	67	59.8%
無/誤回答	1	0.9%
合 計	112	100.0%

(就学児童)

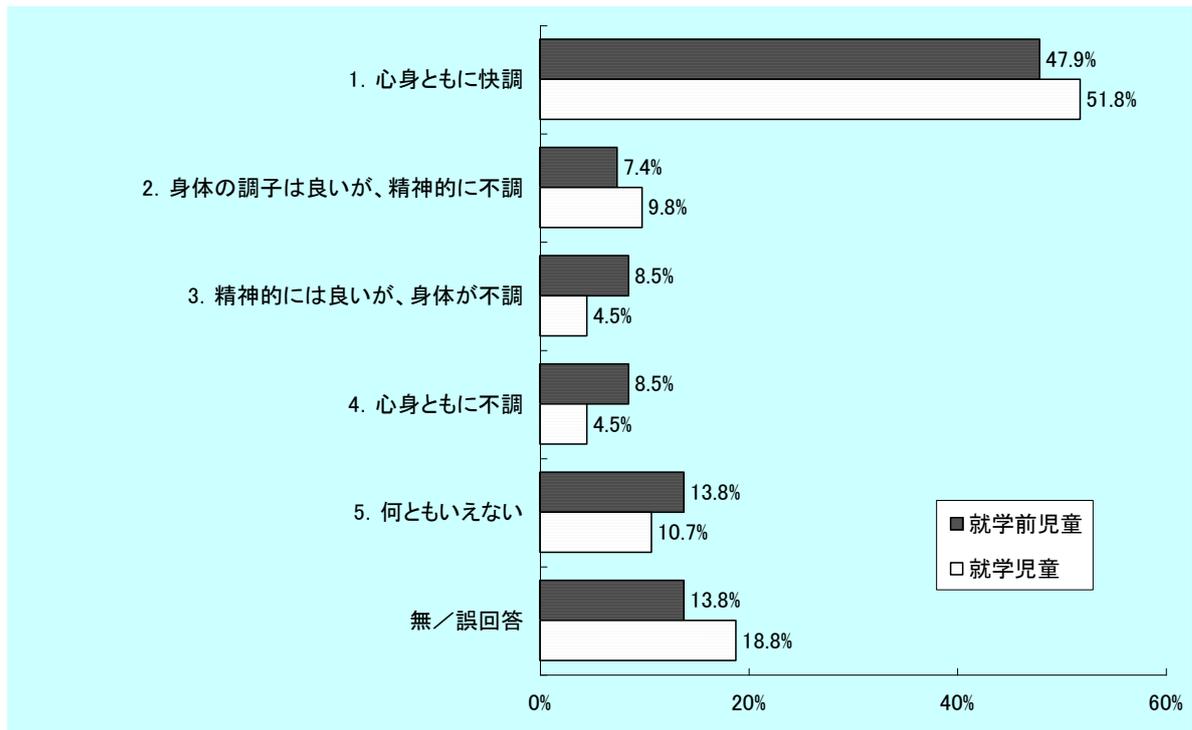
■ 図表 3-4 虐待をしているのではと思う時



■ 図表 3-5 お母さんの気持ちや体調は



■ 図表 3-6 お父さんの気持ちや体調は



■ 図表 3-7 お母さんはゆったりした気持ちで、子どもと接する時間はあるか

区分	データ数	構成比
1. はい	53	56.4%
2. いいえ	11	11.7%
3. 何ともいえない	27	28.7%
無/誤回答	3	3.2%
合計	94	100.0%

(就学前児童)

区分	データ数	構成比
1. はい	66	58.9%
2. いいえ	10	8.9%
3. 何ともいえない	29	25.9%
無/誤回答	7	6.3%
合計	112	100.0%

(就学児童)

■ 図表 3-8 保護者は、子どもとよく話をするか

区分	データ数	構成比
1. はい	77	81.9%
2. ときどき	12	12.8%
3. いいえ	1	1.1%
無/誤回答	4	4.3%
合計	94	100.0%

(就学前児童)

区分	データ数	構成比
1. はい	84	75.0%
2. ときどき	23	20.5%
3. いいえ	0	0.0%
無/誤回答	5	4.5%
合計	112	100.0%

(就学児童)

■ 図表 3-9 保護者は、普段、子どもを誉めているか

区分	データ数	構成比
1. はい	63	67.0%
2. ときどき	26	27.7%
3. いいえ	1	1.1%
無/誤回答	4	4.3%
合計	94	100.0%

(就学前児童)

区分	データ数	構成比
1. はい	52	46.4%
2. ときどき	54	48.2%
3. いいえ	1	0.9%
無/誤回答	5	4.5%
合計	112	100.0%

(就学児童)

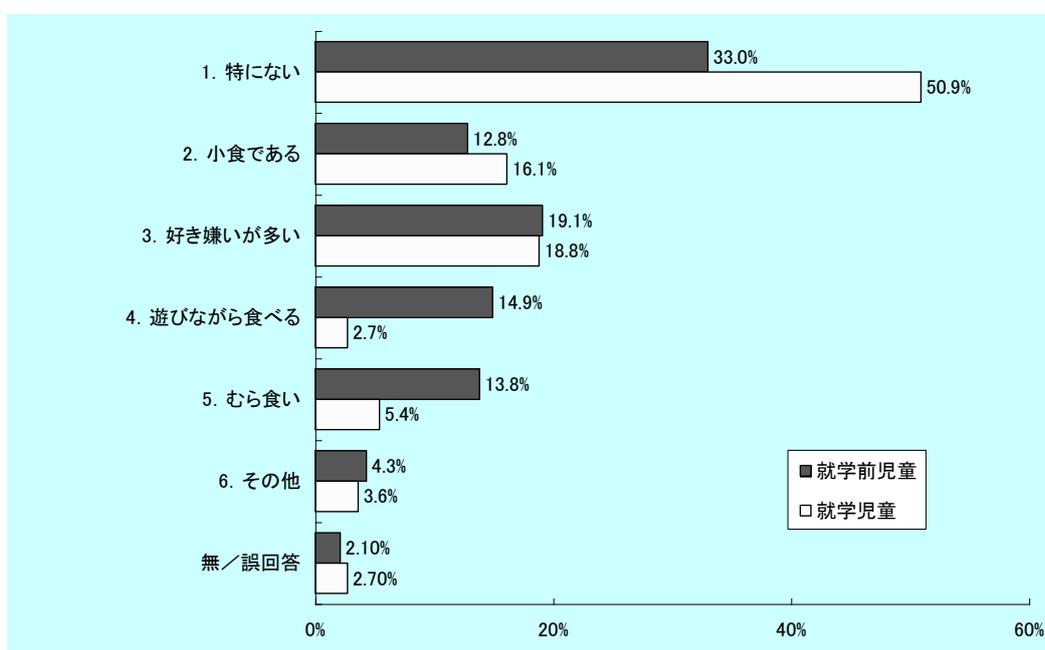
(2) 生活習慣について

子どもの食事については、就学前児童で約6割、就学児童で5割弱の人が何らかの心配をしています。

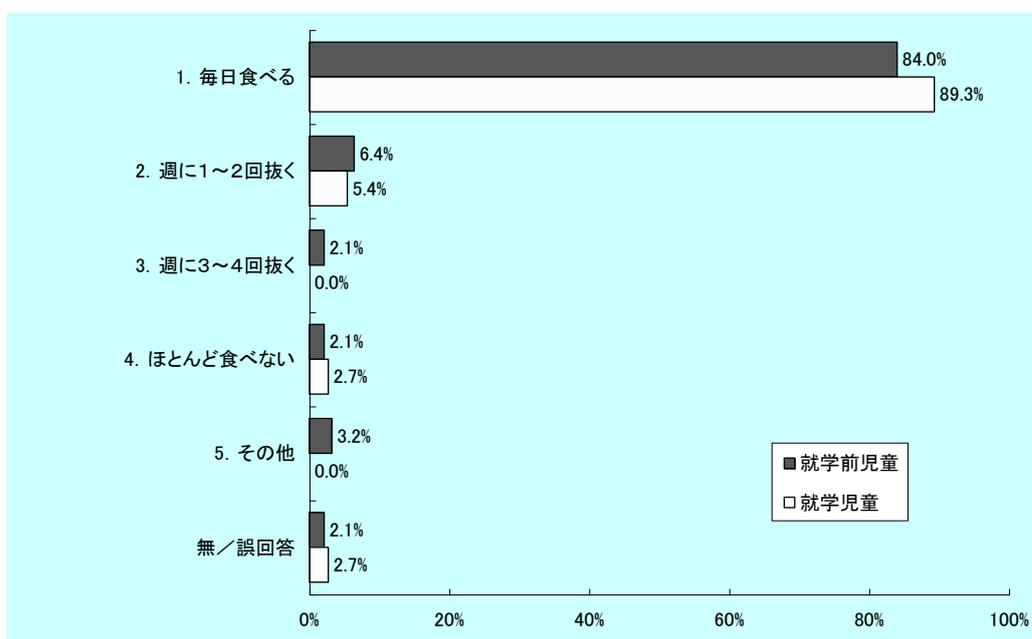
朝食については、「毎日食べる」とした人は、就学前児童で8割強、就学児童で9割弱となっています。

朝起きる時間については、就学前児童のほぼ10割が7時までに、就学児童の9割が8時までに起床しています。夜寝る時間については、就学前児童、就学児童とも8割強が22時までに寝ていますが、22時以降まで起きている家庭もみられます。

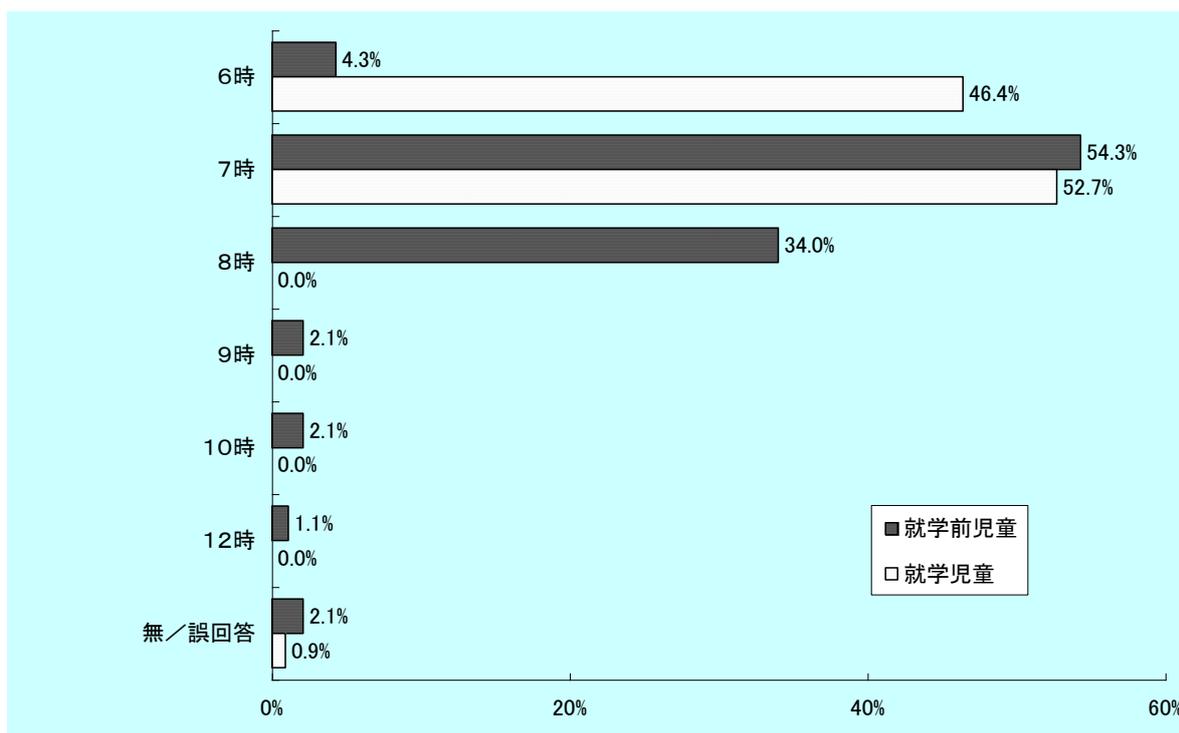
■ 図表 3-10 子どもの食事について心配なこと



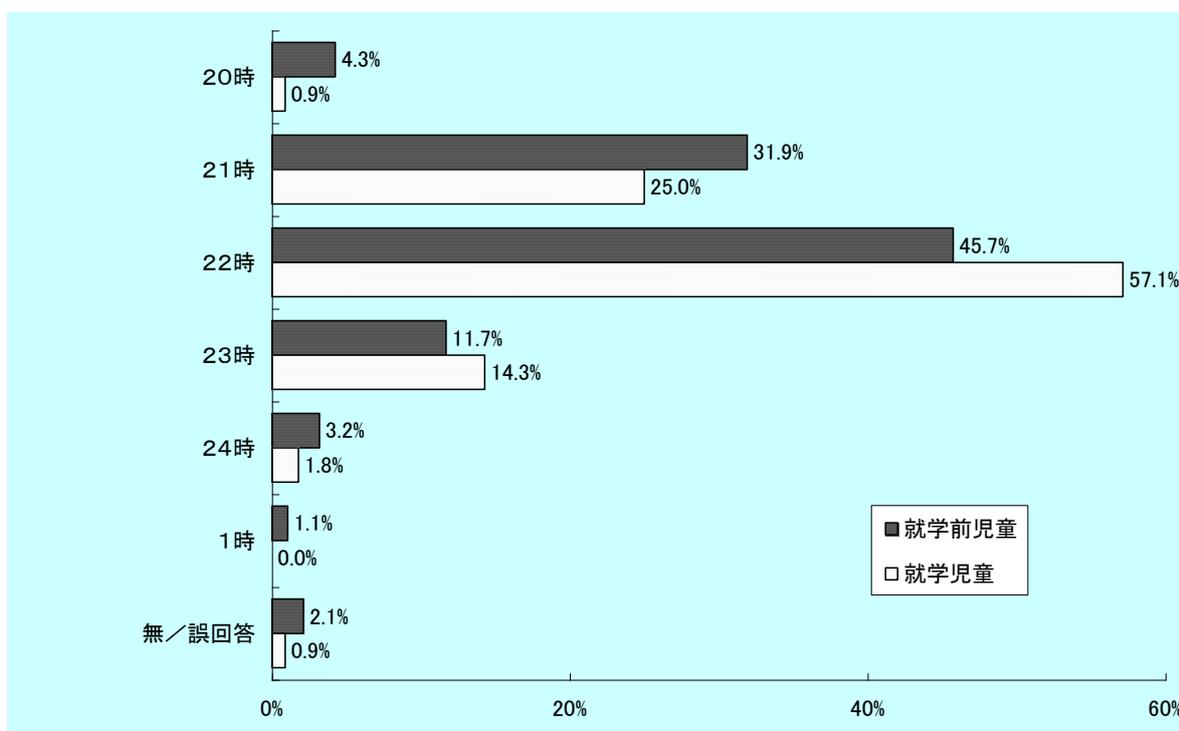
■ 図表 3-11 子どもの朝食のとり方どうか



■ 図表 3-12 子どもの起きる時間は



■ 図表 3-13 子どもの寝る時間は



3. 勝浦町次世代育成支援行動計画策定委員会構成委員

所 属	氏 名	備 考
元勝浦町保育所長	志摩 道子	
勝浦町社会福祉協議会	細川 寛	
勝浦町民生委員・児童委員会会長	速水 克彦	
勝浦町はぐくみクラブ代表	石木 素子	
ちゃいるどクラブ代表 (学童クラブ)	山本 雪子	
たけのこクラブ代表 (学童クラブ)	定作 恵津子	
勝浦町母子寡婦福祉会長	三好 君代	
横瀬保育所保護者会長	引地 千晶	
生比奈保育所保護者会長	時本 貴実子	
勝浦町PTA連絡協議会長	籾 和夫	
勝浦町役場副町長	仁木 芳宏	
勝浦町教育委員会教育長	稲井 稔	H21.12.25 まで
勝浦町教育委員会教育長	北島 隆	H21.12.26 から
横瀬保育所次長	神子 家素恵	
生比奈保育所次長	阿望 美登里	

(順不同、敬称略)

勝浦町次世代育成支援後期行動計画

発 行 日 平成22年3月

発 行 勝浦町

徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3

TEL 0885-42-2511

FAX 0885-42-3028
